

令和 5 年 2 月 2 日

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するQ & A」の改訂について

本協会では、当局にも必要な照会を行い、平成 30 年 11 月 30 日に公表された犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正内容を追加した「犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するQ & A【第二版】」を公表していました。

この度、令和 5 年 2 月 1 日より、本人確認書類のうち「戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）」を「戸籍の附票の写し」に変更する犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正が施行されたことから、当該変更を反映し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するQ & A【改訂第二版】」と改訂しました。

本Q & Aを、広く御利用いただければ幸いです。

一般社団法人
第二種金融商品取引業協会

犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務
対応に関する Q & A
【改訂第二版】

令和 5 年 2 月 2 日

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

《目次》¹

I. H30 改正規則関係	1
改一 1 改正のポイント【H30 改正規則箇所】	1
改一 2 オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】	1
改一 3 非対面取引時の郵便により行う自然人の本人特定事項の確認方法の改正【平成 32 年 4 月 1 日施行箇所】	2
改一 4 法人の本人特定事項の確認方法の追加【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】	2
改一 5 既存顧客への対応【H30 改正規則箇所】	3
改一 6 施行日【H30 改正規則箇所】	3
II. 犯収法で求められる義務	4
Q 1 犯収法の構造	4
Q 2 犯収法上、二種業者に求められる義務	5
III 通常の取引時確認	5
1. 取引時確認の対象	5
Q 3 取引時確認の対象①（ファンドの募集・私募）	5
Q 5 取引時確認の対象③（ファンドの募集等の取扱い・その 2）	6
Q 6 取引時確認の対象④（ファンドの募集等の取扱い・その 3）	7
Q 7 取引時確認の対象⑤（不動産信託受益権の売買の媒介）	7
2. 取引時確認の必要事項等	7
Q 8 顧客の取引時確認の確認事項	7
Q 9 顧客が適格機関投資家・特定投資家の場合の確認の要否	9
Q 10 顧客が国や地方公共団体、上場企業である場合の取引時確認の確認事項	9
Q 11 顧客が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の確認事項	11
Q 12 複数の者が取引時確認を行う場合	12
Q 13 取引時確認の時期	13

¹ 平成 30 年 11 月 30 日に公布された犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正は、施行日が、①同日施行、②平成 32 年 4 月 1 日施行の 2 つに分かれています（詳細は、改一 6 参照）。Q A のタイトルでは、当該①及び②の両方に関係するものに【H30 改正規則箇所】、①に関係するものに【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】、②に関係するものに【平成 32 年 4 月 1 日施行箇所】と付しています。

3. 本人特定事項の確認	13
Q14 本人確認書類の種類（個人顧客の場合）【令和5年2月1日施行箇所】	13
Q15 住民基本台帳カードの本人確認書類としての利用の可否	14
Q16 「住居」の記載が自筆である書類の本人確認書類としての利用の可否	15
Q17 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類	15
Q18 本人確認の方法（個人顧客・対面取引）	15
Q19 本人確認の方法（個人顧客・非対面取引）【H30 改正規則箇所】	18
Q20 二種業者が提供するソフトウェア【平成30年11月30日施行箇所】	23
Q21 送信を受ける写真付き本人確認書類の画像【平成30年11月30日施行箇所】	23
Q22 白黒画像や解像度の荒い画像情報【平成30年11月30日施行箇所】	24
Q23 画像情報の送信時期【平成30年11月30日施行箇所】	24
Q24 運転免許証の裏面の情報【平成30年11月30日施行箇所】	25
Q25 本人確認書類のICチップ情報の読み取り方法【平成30年11月30日施行箇所】	25
Q26 預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に確認する事項【平成30年11月30日施行箇所】	25
Q27 顧客の預貯金口座が本人確認済であることを確認する方法【平成30年11月30日施行箇所】	26
Q28 送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの確認記録への添付【平成30年11月30日施行箇所】	27
Q29 本人限定受取郵便による本人確認【平成32年4月1日施行箇所】	27
Q30 二種業者が提供するソフトウェア以外で撮影された本人確認書類の画像情報や本人確認書類のPDFデータ等【平成32年4月1日施行箇所】	28
Q31 通知カードと個人番号カードの本人確認書類としての利用の可否	28
Q32 個人番号カードを本人確認書類とする場合の注意事項（個人番号の取得禁止）	29
Q33 国民手帳を本人確認書類とする場合の注意事項（基礎年金番号の取得禁止）	29
Q34 本人確認書類の種類（法人顧客の場合）	30
Q35 法人顧客の本人確認方法【平成30年11月30日施行箇所】	30

Q36	本人確認書類の住所と現在の住居が異なる場合	32
Q37	転送不要郵便の送付に代える措置【平成30年11月30日施行箇所】	33
Q38	電子署名による本人特定事項の確認	33
Q39	取引の任に当たる者の該当性及び本人確認方法【平成32年4月1日施行箇所】	34
Q40	取引の任に当たる者の確認	35
Q41	SPCが顧客となる場合の「取引の任に当たる者」	36
Q42	取引の任に当たる者が変更した場合の取引時確認の要否	36
4.	取引を行う目的	37
Q43	投資目的の確認と「取引を行う目的」	37
Q44	「取引を行う目的」の申告を受ける方法	37
5.	職業（顧客が自然人の場合）	37
Q45	職業の分類	37
Q46	「職業」の申告を受ける方法	38
Q47	勤務先の名称	38
Q48	複数の職業の申告を受けた場合	38
6.	事業の内容（顧客が法人の場合）	39
Q49	「事業の内容」を確認する書類	39
Q50	本人特定事項の確認を行った書類による「事業の内容」の確認	39
Q51	「事業の内容」の確認の程度	39
Q52	法令の規定により当該法人が作成することとされている書類	40
Q53	官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもの	40
Q54	顧客が上場会社の場合の「事業の内容」を確認の要否	40
Q55	人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」の確認方法	40
Q56	外国顧客の「事業の内容」の確認方法	41
7.	実質的支配者（顧客が法人の場合）	41
Q57	実質的支配者の範囲	41
Q58	実質的支配者の該当性判断	45
Q59	国等が実質的支配者の場合	48
Q60	法人の議決権割合の基準日	49
Q61	実質的支配者の確認方法	49

Q62	顧客から実質的支配者を把握していないとの申告を受けた場合	50
Q63	事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合	50
Q64	「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」	50
Q65	資本多数決法人以外の法人において、「法人の収益配当又は財産分配受領権の25%超を保有する自然人」と「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人」がともに存在する場合	51
Q66	SPCの実質的支配者（GK-TKスキーム①）	51
Q67	SPCの実質的支配者（GK-TKスキーム②）	52
IV	ハイリスク取引の取引時確認	52
1.	ハイリスク取引の対象	52
Q68	ハイリスク取引の対象範囲	52
Q69	イラン又は北朝鮮に国籍のある者等（国内に住所がある者等）	53
Q70	外国PEPsの範囲	54
Q71	外国PEPsの該当性の確認方法	55
2.	ハイリスク取引における確認	55
Q72	ハイリスク取引における確認事項	55
3.	本人特定事項の確認方法	56
Q73	本人特定事項の確認方法【平成32年4月1日施行箇所】	56
4.	資産及び収入の状況	57
Q74	200万円の算定基準	57
5.	実質的支配者	58
Q75	実質的支配者の確認方法	58
V	取引時確認済みの顧客の取扱い	59
1.	取引時確認済みの顧客との取引	59
Q76	取引時確認済みの顧客との取引の要件	59
Q77	「顧客しか知り得ない事項など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることを示す事項」の範囲	61
2.	取引時確認済みの顧客との取引の該当性	61

Q78 過去に取引時確認を行った顧客による異なる特定取引（現金の受払い）	61
VI 確認記録	61
1. 確認記録の作成	61
Q79 確認記録の記載事項【H30 改正規則箇所】	61
Q80 確認記録の様式	65
Q81 取引時確認を外部に委託している場合の「取引時確認を行った者の氏名」、「確認記録の作成者の氏名」の記載	66
Q82 確認記録と顧客カードの兼用	66
Q83 確認記録の作成方法	66
2. 確認記録の保存	67
Q84 保存年限	67
Q85 「取引時確認を行った取引に係る契約が終了した日」	67
Q86 確認記録を支店・営業所ごとに管理することの可否	67
3. 確認記録の内容の変更	68
Q87 顧客の確認記録の記載事項の変更	68
VII 取引記録	68
Q88 取引記録の記載事項	68
Q89 取引記録の法定帳簿による代替	69
VIII 疑わしい取引の届出	69
Q90 疑わしい取引の対象	69
Q91 疑わしい取引の判断方法（確認項目）	70
Q92 疑わしい取引の確認方法①（新規顧客の取引）	71
Q93 疑わしい取引の確認方法②（既存顧客の取引）	71
Q94 疑わしい取引の確認方法③（危険度の高い取引）	72
Q95 疑わしい取引の届出方法	73
Q96 取引を謝絶した場合の疑わしい取引の届出の要否	73
IX 取引時確認等を的確に行うための態勢整備	74
Q97 態勢整備の内容	74
Q98 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置（1 回の取引）	76
Q99 特定事業者作成書面の作成について	76

Q100	保存している確認記録・取引記録の継続的精査、必要な情報収集・情報の整理、分析について	77
Q101	統括管理する者	77
X.	過去の改正関係	78
・ H27 改正		78
Q102	H27 改正のポイント	78
Q103	既存顧客への対応①（過去に顔写真のない本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った顧客）	81
Q104	既存顧客への対応②（実質的支配者の確認）	81
Q105	施行日	82

《略称》

本 Q & A においては、以下の略称を用いています。

- | | | |
|----------------|-------|--|
| ・「犯収法」 | ・ ・ ・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律 |
| ・「施行令」 | ・ ・ ・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令 |
| ・「施行規則」 | ・ ・ ・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 |
| ・「H30 改正規則」 | ・ ・ ・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 30 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 3 号）に基づく改正施行規則 |
| ・「H30 パブコメ」 | ・ ・ ・ | 平成 30 年に実施された「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について（平成 30 年 11 月 30 日公表） |
| ・「H27 改正」 | ・ ・ ・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 117 号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 338 号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 27 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 3 号）に基づく改正法令 |
| ・「H27 改正規則」 | ・ ・ ・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 27 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 3 号）に基づく改正施行規則 |
| ・「H27 パブコメ」 | ・ ・ ・ | 平成 27 年に実施された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について（平成 27 年 9 月 18 日公表） |
| ・「施行時パブコメ（意見）」 | ・ ・ ・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について（平成 20 年 1 月 30 日公表） |

・「施行時パブコメ (質問)」	・ ・ ・	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する御質問並びに御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について（平成 20 年 1 月 30 日公表）
・「H23 パブコメ」	・ ・ ・	平成 23 年に実施された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集結果について（平成 24 年 3 月 26 日公表）
・「ファンド」	・ ・ ・	金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5、6 号に掲げる権利
・「募集等」	・ ・ ・	金融商品取引法第 2 条第 8 項第 7 号に定める有価証券の募集又は私募
・「募集等の取扱い」	・ ・ ・	金融商品取引法第 2 条第 8 項第 9 号に定める有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い
・「二種業」	・ ・ ・	金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業
・「二種業者」	・ ・ ・	金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業の登録を受けた者（同項第 1 号又は第 2 号を行う者に限る）
・「取引時確認」	・ ・ ・	犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条第 1 項各号に掲げる事項の確認
・「本人確認」	・ ・ ・	犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の確認
・「ハイリスク取引」	・ ・ ・	犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条第 2 項各号に該当する取引
・「取引時確認済みの顧客」	・ ・ ・	犯収法第 4 条第 3 項に定める他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客
・「確認記録」	・ ・ ・	犯収法第 6 条第 1 項に定める取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録
・「取引記録」	・ ・ ・	犯収法第 7 条第 1 項に定める顧客の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録

I. H30 改正規則関係

改一 1 改正のポイント【H30 改正規則箇所】

Q H30 改正規則の改正の主なポイントは、どのような点でしょうか。

A H30 改正規則では、主に次の内容が改正されております。

- ① オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加
- ② 非対面取引²時の郵便により行う自然人の本人特定事項の確認方法の改正
- ③ 法人の本人特定事項の確認方法の追加

(参考：H30 改正規則第6条)

改一 2 オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加【平成30年11月30日施行箇所】

Q オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法は、どういった方法が追加されたのでしょうか。

A 今般の改正では、オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法として、次の方法が追加されました。

- ① 顧客から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、写真付き本人確認書類の画像と本人の容貌の画像の送信を受ける方法（H30 改正規則第6条第1項第1号ホ）
- ② 顧客から、写真付き本人確認書類のICチップ情報とともに、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人の容貌の画像の送信を受ける方法（同号ヘ）
- ③ 顧客から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、一枚に限り発行される本人確認書類の画像の送信を受け、又はICチップ情報の送信を受けるとともに、銀行等の預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に当該顧客の本人特定事項を確認済であることを確認する方法（同号ト(1)）
- ④ 顧客から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、一枚に限り発行される本人確認書類の画像の送信を受け、又はICチップ情報の送信を受けるとともに、当該顧客の預貯金口座（銀行等において本人特定事項を確認済であるもの）

² 非対面取引とは、インターネットやFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで取引時確認手続きを行う取引を指します。

に金銭を振り込み、当該顧客から当該振込を特定するために必要な事項が記載されたインターネットバンキング画面の画像等の送付を受ける方法（同号ト(2)）

（参考：H30 改正規則第 6 条第 1 項第 1 号）

改一 3 非対面取引時の郵便により行う自然人の本人特定事項の確認方法の改正【平成 32 年 4 月 1 日施行箇所】

Q 非対面取引時の郵便により行う自然人の本人特定事項の確認方法について、どのように変更されたのでしょうか。

A 従前、非対面取引の自然人の本人確認において、送付を受ける本人確認書類又はその写しの種類を限定していなかったところ、今般の改正では、一定の書類に限定されることになりました（詳細は、Q19 参照）。

また、本人限定受取郵便を送付する方法による本人確認について、従前は、確認する本人確認書類の種類を限定していなかったところ、今般の改正では、顔写真付き本人確認書類に限定されることになりました。

（参考：H30 改正規則第 6 条第 1 項第 1 号）

改一 4 法人の本人特定事項の確認方法の追加【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 法人の本人特定事項の確認方法は、こういった方法が追加されたのでしょうか。

A 今般の改正では、顧客から法人の名称及び本店等の所在地の申告を受け、かつ、登記情報提供サービスから登記情報の送信を受けること、又は国税庁法人番号サイトで公表されている情報を確認する方法が追加されました（詳細は、Q34 参照。H30 改正規則第 6 条第 1 項第 3 号ロ、ハ）。

（参考：H30 改正規則第 6 条第 1 項第 3 号）

改一 5 既存顧客への対応【H30 改正規則箇所】

Q H30 改正規則の施行前に取引時確認を行っている顧客について、施行日以後に新たに特定取引を行う際は、H30 改正規則に則った新たな確認が必要になるでしょうか。

A 改正前に既に取り時確認を済ませている顧客について、新たに確認する必要はありません。

なお、既存顧客の施行日後の取引が、疑わしい取引や同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引、又は、顧客になりすましの疑いや取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある取引に該当する場合には、H30 改正規則に則った本人確認が必要となります。

(参考：H30 パブコメ No. 125)

改一 6 施行日【H30 改正規則箇所】

Q H30 改正規則は、いつから施行されますか。

A H30 改正規則の施行日は、次のとおりです。

- ① 平成 30 年 11 月 30 日施行（公布日施行）
 - ・ オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加
 - ・ 法人の本人特定事項の確認方法の追加
- ② 平成 32 年 4 月 1 日施行
 - ・ 非対面取引時の郵便により行う自然人の本人特定事項の確認方法の改正

Ⅱ. 犯収法で求められる義務

Q 1 犯収法の構造

Q 犯収法は、誰にどういったことを求めていますか。

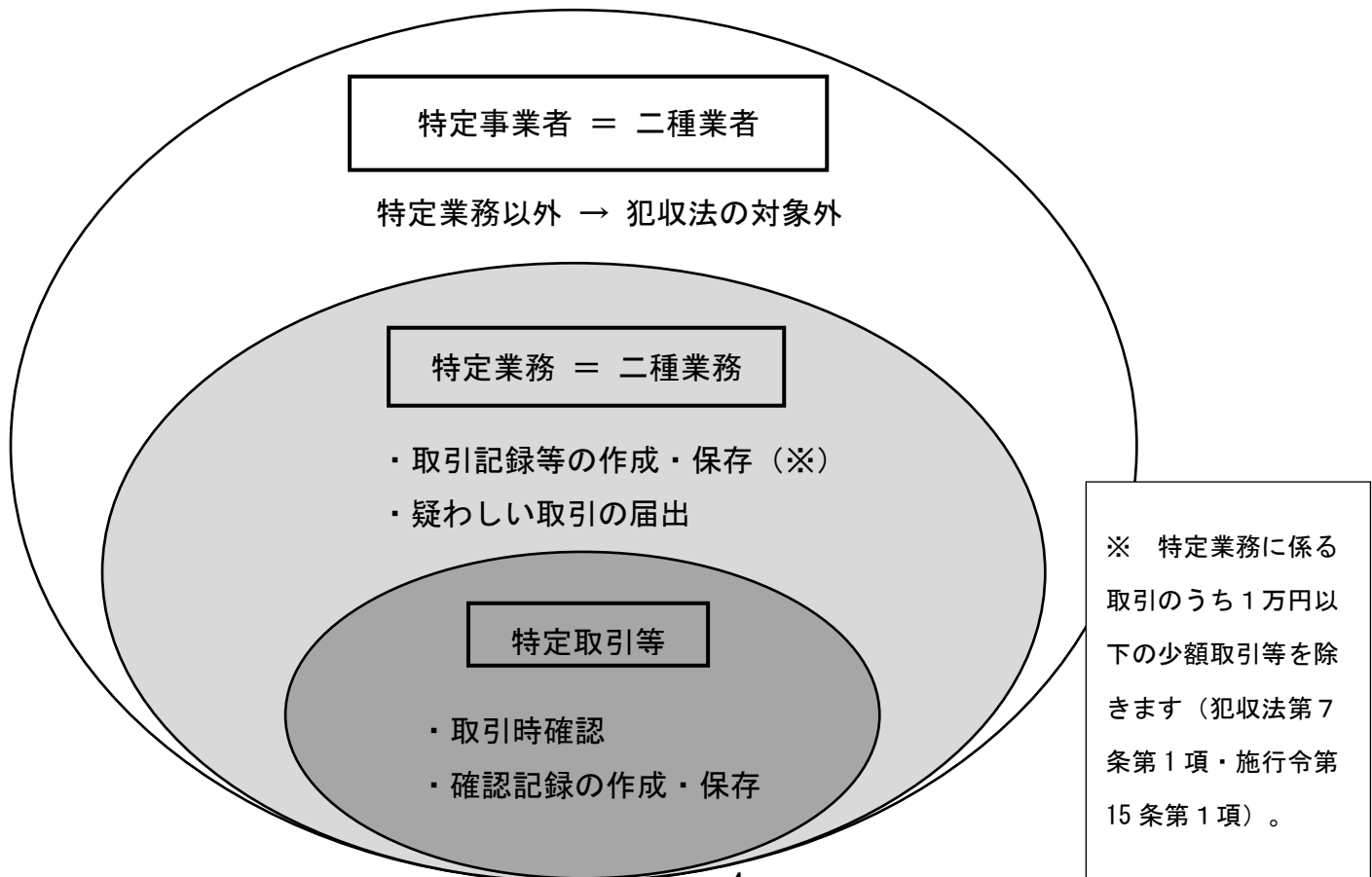
A 犯収法は、特定事業者が特定業務を行う場合に、①行う取引が特定業務のうち施行令第7条に定める取引（以下「特定取引」という。）及びハイリスク取引（以下、合わせて「特定取引等」という。）に当たる際の取引時確認及び確認記録の作成・保存、②疑わしい取引に該当する場合の届出等を求めています。

二種業者は「特定事業者」に該当し、二種業は「特定業務」に該当します（犯収法第2条第2項第21号、施行令第6条第7号）ので、二種業者が特定取引を行う際には取引時確認が必要になります。

また、二種業者が行う特定業務において、疑わしい取引が認められた場合には、届出を行う必要があります。

（参考：犯収法第4条、第8条）

（犯収法の対象範囲）



Q 2 犯収法上、二種業者に求められる義務

Q 二種業者が、犯収法を遵守するためには、こういったことを行う必要がありますか。

A 二種業者においては、犯収法上、次のことが求められています。

- ① 特定取引等に対する取引時確認（ハイリスク取引の確認を含む）
- ② 取引時確認を行った場合の記録の作成、保存
- ③ 特定業務に係る取引を行った場合の記録（以下「取引記録」といいます。）の作成、保存
- ④ 疑わしい取引の届出
- ⑤ 取引時確認や疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備

（参考：犯収法第4条、第6条、第7条、第8条、第11条）

Ⅲ 通常取引時確認

本項では、ハイリスク取引の場合以外の取引時確認について記載しております。ハイリスク取引に関する取引時確認については、後掲Ⅳをご参照ください。

1. 取引時確認の対象

Q 3 取引時確認の対象①（ファンドの募集・私募）

Q 当社は、ファンドの私募を行っていますが、取引時確認を行う必要があるでしょうか。また、取引時確認が必要な場合、誰に確認を行えば良いでしょうか。

A ファンドの募集や私募は「特定取引」に該当しますので、二種業者がファンドの私募を行う場合、顧客の取引時確認を行う必要があります。

ファンドの募集・私募を行う際の取引時確認の対象は、二種業者による募集や私募によって、契約に至った投資家（出資者）が該当します。

（参考：施行令第7条第1項第1号リ）

Q 4 取引時確認の対象②（ファンドの募集等の取扱い・その１）

Q 当社は、ファンドの募集等の取扱いを行っていますが、顧客に対して、取引時確認を行う必要があるでしょうか。また、取引時確認が必要な場合、誰に確認を行えば良いでしょうか。

A ファンドの募集等の取扱いは「特定取引」に該当しますので、ファンドの募集等の取扱いを行う場合、顧客の取引時確認を行う必要があります。

ファンドの募集等の取扱いを行う際の取引時確認の対象は、当該取扱いによって、契約に至った投資家（出資者）であり、契約に至らなかった顧客の取引時確認は不要です。

（参考：施行令第7条第1項第1号リ）

Q 5 取引時確認の対象③（ファンドの募集等の取扱い・その２）

Q 当社は、ファンドの募集等の取扱いとして勧誘行為を行っていますが、ファンドの申込みや契約の締結には関与せず、当該申込みや契約の締結は、顧客とファンドの事業者（発行者）が直接、行っています。したがって、当社は、勧誘を行った相手方が、ファンドの契約の締結に至ったのか把握していませんが、この場合でも取引時確認は必要でしょうか。

A 二種業者には、契約に至った投資家（出資者）に対する取引時確認義務があります。ご質問のケースでは、二種業者は、ファンドの事業者（発行者）との募集等の取扱いの委託契約において、二種業者に代わり事業者において取引時確認を行う等の取り決めを定めるなど、取引時確認が適切に実施される措置を講じる必要があります。

なお、二種業者に代わり事業者が取引時確認を行う場合であっても、委託した二種業者の責任において、受託者による取引時確認及び確認記録の作成、保存の措置が確実に行われる必要があります。また、二種業者は、自社の営業所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに確認記録を検索できる状態を確保しておかなければなりません。これらの措置が行われなかったときは、委託者である二種業者が犯収法上の責任を負うことに注意が必要です。

Q 6 取引時確認の対象④（ファンドの募集等の取扱い・その3）

Q 当社は、ファンドの事業者（発行者）からファンドの募集等の取扱いの委託を受けることとなりました。ファンドの募集等の取扱いに係る委託契約を締結する際、ファンドの事業者（発行者）の取引時確認は必要でしょうか。

A 施行令第7条第1項第1号リ「金融商品取引法第二条第八項（略）第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（略）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結」とは、ファンドの募集等の取扱いによりファンドを取得（出資）する契約の締結を想定しており、ファンドの募集等の取扱いに係る委託契約は想定しておりません。

したがって、ファンドの事業者（発行者）への取引時確認は不要です。

Q 7 取引時確認の対象⑤（不動産信託受益権の売買の媒介）

Q 当社は、不動産信託受益権の売買の媒介を行っていますが、取引時確認を行う必要があるでしょうか。また、取引時確認が必要な場合、誰に確認を行えば良いでしょうか。

A 不動産信託受益権の売買の媒介は「特定取引」に該当しますので、不動産信託受益権の売買の媒介を行う場合、顧客の取引時確認を行う必要があります。

不動産信託受益権の売買の媒介を行う際の取引時確認の対象は、当該受益権の売り手、買い手の双方の取引時確認が必要となります。

なお、不動産信託受益権の売買の代理を行う場合にも、媒介の場合と同様に、代理契約の相手方（本人）及び代理人として行う売買契約の相手方の双方の取引時確認が必要となります。

（参考：施行令第7条第1項第1号リ）

2. 取引時確認の必要事項等

Q 8 顧客の取引時確認の確認事項

Q 顧客の取引時確認にあたり、どのような事項を確認する必要がありますか。

A 顧客が自然人である場合、①本人特定事項（氏名、住居、生年月日）、②取引を行う目的、③職業の確認が必要となります。

顧客が法人である場合、①本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地）、②取引を行う目的、③事業の内容、④実質的支配者の本人特定事項の確認が必要となります。

また、顧客に代理人がいる場合や法人顧客の場合には、実際に取引の任に当たっている自然人（以下、「取引の任に当たる者」といいます。）についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認、及び、顧客のために特定の任に当たっていることの確認（Q40 参照）を行う必要があります。

（取引時確認の確認事項・確認方法）

	確認事項	確認方法
個人顧客	①本人特定事項（氏名、住居、生年月日）	Q18、19 参照
	②取引を行う目的	顧客からの申告
	③職業	顧客からの申告
	④（代理人取引の場合）取引の任に当たる者（代理人）の本人特定事項	Q18、19 参照
法人顧客	①本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地）	Q35 参照
	②取引を行う目的	取引の任に当たる者からの申告
	③事業の内容	① 国内法人 定款、登記事項証明書などによる確認（Q49 参照） ② 外国法人 上記①の書類以外に、「外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの」による確認（Q56 参照）

	④実質的支配者の本人特定事項	Q61 参照 なお、実質的支配者の判断について、Q56、57 参照。
	⑤取引の任に当たる者（取引担当者）の本人特定事項	Q18、19、39 参照

（参考：法第4条第1項、第4項）

Q9 顧客が適格機関投資家・特定投資家の場合の確認の要否

Q 顧客が適格機関投資家、特定投資家の場合でも、犯収法の取引時確認は必要でしょうか。

A 犯収法では、顧客が適格機関投資家や特定投資家であることをもって、取引時確認を免除していません。

したがって、顧客が適格機関投資家や特定投資家の場合でも取引時確認を行う必要があります。

なお、顧客が国や上場企業など一定の者である場合、取引時確認の必要事項が一部異なります（詳細はQ10、11 参照）。

（参考：犯収法第4条第1項、第5項）

Q10 顧客が国や地方公共団体、上場企業である場合の取引時確認の確認事項

Q 顧客が国や地方公共団体、上場企業である場合、取引時確認にあたり、どのような事項を確認する必要がありますか。

A 犯収法第4条第5項で定める「国等」には、①国、②地方公共団体、③人格のない社団又は財団、④施行令第14条各号で定める者、⑤施行規則第15条各号で定める者が該当し、上場企業は、施行令第14条第5号で指定されています。

顧客が国等の場合、当該顧客に対する確認事項の一部（Q8の個人顧客の①～③、法人顧客の①～④に掲げる事項）は不要ですが、当該取引の任に当たる自然人（取引担当者）の本人特定事項の確認が必要となります。ただし、上記③の人格のない社団又は財団については、別の取扱いとなります（Q11 参照）。

したがって、顧客が上場企業の場合には、取引担当者の本人特定事項の確認が必要となります。

（顧客が国等の場合の確認事項）

顧客	確認事項
国	○ 取引の任に当たる者（自然人）の本人特定事項の確認 ※ 顧客の本人特定事項、取引を行う目的、事業内容、実質的支配者の確認は不要。
地方公共団体	
施行令第 14 条各号で定める者（上場会社など）	
施行規則第 15 条各号で定める者	○ 取引を行う目的 ○ 事業の内容 ○ 取引の任に当たる者（自然人）の本人特定事項
人格のない社団又は財団	

（国等の一覧）

国等に該当する者	根拠条文
国	犯収法 4 V
地方公共団体	犯収法 4 V
人格のない社団又は財団	犯収法 4 V
独立行政法人	施行令 14①
国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人	施行令 14②
外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関	施行令 14③
勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者	施行令 14④
上場企業	施行令 14⑤
勤労者財産形成基金	施行規則 18①
存続厚生年金基金	施行規則 18②

国民年金基金	施行規則 18③
国民年金基金連合会	施行規則 18④
企業年金基金	施行規則 18⑤
被用者の給与等から控除される金銭を預貯金又は定期積金等とするものを締結する被用者	施行規則 18⑥
給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約を締結する被用者	施行規則 18⑦
団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者	施行規則 18⑧
金融商品取引契約（※）のうち、団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者 ※ 投資助言・代理業及び投資運用業に係る契約を除く。	施行規則 18⑨
金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者	施行規則 18⑩
有価証券の売買を行う外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場に上場又は登録している会社	施行規則 18⑪

（参考：犯収法第 4 条第 5 項）

Q11 顧客が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の確認事項

Q 人格のない社団又は財団とは、どのような団体を指すのでしょうか。また、顧客が人格のない社団又は財団である場合、取引時確認にあたり、確認が必要な事項を教えてください。

A 人格のない社団又は財団とは、民法第 667 条第 1 項に基づく組合や、権利能力なき社団（例えば、マンションの管理組合など）が該当します。

顧客が人格のない社団又は財団の場合には、次の確認が必要となります。

- ① 当該顧客（人格のない社団又は財団）の取引を行う目的
- ② 当該顧客（人格のない社団又は財団）の事業の内容

③ 当該顧客（人格のない社団又は財団）の取引の任に当たる自然人（取引担当者）の本人特定事項

なお、匿名組合は、営業者と匿名組合員の二者間契約であり、匿名組合員の出資は営業者の財産に帰属すること（商法第 536 条第 1 項）から、「人格のない社団又は財団」に該当しないと考えられます。したがって、二種業者は、匿名組合の営業者との間で特定取引を行う場合、当該営業者が自然人か法人かに応じて、取引時確認を行う必要があります（取引時確認の必要事項については、Q 8 参照）。

（参考：犯収法第 4 条第 5 項）

Q12 複数の者が取引時確認を行う場合

Q 当社は、今般、不動産信託受益権の売主側の媒介を行うことになりました。買主側には、別の二種業者が媒介に入ることになっており、互いに、売主側の取引時確認は当社が、買主側の取引時確認は相手方の二種業者が行うことを話し合っていますが、このようなやり方も認められるでしょうか。

A 二種業者が不動産信託受益権の売買の媒介を行う場合、原則、当該受益権の売り手、買い手双方の取引時確認が必要となります（Q 7）。

ご質問のケースのように二種業者が介在する場合には、それらの者のうち代表する者が取引時確認並びに確認記録の作成及び保存を行うことも認められると考えられます。

ただし、この場合、代表する者以外の二種業者の取引時確認等の義務が免除されるわけではありませんので、取引に関与するすべての二種業者の責任の下で当該措置が確実にとられることが必要です。

また、実際に本人確認を行わなかった二種業者についても、例えば、取引記録の記載事項（Q88）について、どの業者が代表して取引時確認を行ったのかを明記する等の措置をとることにより、当該業者が自社で保存する場合と同様に、必要に応じて直ちに確認記録を検索できる状態を確保しておく必要があります。

（参考：施行時パブコメ（意見） 1 (4) イ参照）

Q13 取引時確認の時期

Q 取引時確認は必ず契約を締結するまでに終わらせないといけないのでしょうか。

A 二種業者は、特定取引を行うに際しては取引時確認を行う必要があります。

「特定取引を行うに際して」とは、契約の締結に際して行うことが原則ですが、継続的取引の場合には、必ずしも契約締結時までに取引時確認を終わらせる必要はなく、契約締結時から合理的期間内に取引時確認を行うことも認められます。

なお、どの程度の期間であれば合理的期間と呼べるかについては、取引の性質ごとに合理的期間の判断も変わるため、一概に基準を示すことはできず、個別取引ごとに判断することになると考えられます。

3. 本人特定事項の確認

Q14 本人確認書類の種類（個人顧客の場合）【令和5年2月1日施行箇所】

Q 個人顧客の本人特定事項を確認するための書類には、こういったものがありますか。

A 個人顧客の本人特定事項を確認するための書類（以下「本人確認書類」といいます。）としては、主に次の書類が挙げられます。

なお、有効期限のある書類については有効期限内のものに限り、有効期限のない書類については、原則として、二種業者が提示又は送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限られます。

また、日本に在留していない外国人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人においては、下記書類に加えて、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類で本人特定事項の記載のある書類も本人確認書類として認められます。

① 顔写真が貼付されている書類

- 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（※）、パスポート・乗員手帳（当該自然人の氏名、住居、生年月日の記載があるものに限る）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療

育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居、生年月日の記載があるものに限り）

- 上記のほか、官公庁発行・発給書類で当該自然人の氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているもの

（※）通知カードは、個人番号カードと異なり、本人確認書類として使うことは出来ません。

② 顔写真が貼付されていない書類

- ア. ○ 各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居、生年月日の記載があるものに限り）、当該取引の契約書等に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書 等

- イ. ○ 戸籍の附票の写し^{（注）}、住民票の写し・住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書（上記アの場合を除く）

- 上記のほか、官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの

（注）令和5年2月1日より「戸籍謄本又は戸籍抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限り。）」から「戸籍の附票の写し」に改正。

（参考：施行規則第7条）

Q15 住民基本台帳カードの本人確認書類としての利用の可否

Q 既に発行済みの住民基本台帳カードについて、有効期限内は引き続き、本人確認書類として使用することはできますか。

A 発行済みの住民基本台帳カードは、有効期限内は本人確認書類として使用できますが、同カードは個人番号カードの交付を受けると失効し、使用できません。なお、住民基本台帳カードは、個人番号カードの交付の際に返却することとなっております。

（総務省ホームページ「[住基カードをお持ちの方へ](#)」参照）

（参考：H27 改正規則附則第2条、H27 パブコメ No. 90）

Q16 「住居」の記載が自筆である書類の本人確認書類としての利用の可否

Q 旅券や健康保険証に自筆で住居を記載している場合、本人確認書類として扱うことができますか。

A 住居を自筆で記載している場合でも、本人確認書類として扱うことができます。

(参考：施行時パブコメ（質問）2(3)キ)

Q17 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類

Q 日本国政府の承認した外国政府の発行した書類には、台湾や外国の地方政府が発行した書類も含まれますか。また、権限ある国際機関とは、どのような機関が該当しますか。

A 外国政府の発行した書類には、台湾政府や外国の地方政府が発行したものも含まれます。また、権限ある国際機関には、例えば、国際連合、IMF（国際通貨基金）、世界銀行等の機関が含まれます。

Q18 本人確認の方法（個人顧客・対面取引）

Q 個人顧客と対面取引を行うにあたり、顧客の本人特定事項を確認するには、どのような方法がありますか。

A 個人顧客との対面取引の本人特定事項を確認（以下「本人確認」といいます。）する方法としては、次の方法があります。

① 顔写真が貼付されている本人確認書類（Q14①の書類）

顔写真が貼付されている本人確認書類による場合、顧客から当該書類の提示を受ける方法により本人確認を行うことができます。

② 顔写真が貼付されていない本人確認書類（Q14②アの書類）

ア. 当該書類の提示及び転送不要郵便による送付を行う方法

顧客から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書（契約書や取引に係る挨拶文など）を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法により本人確認を行うことができます。

イ. 当該書類及び他の本人確認書類の提示を受ける方法

顧客から当該書類の提示を受けるとともに、顔写真が貼付されていない本人確認書類(Q14②)の提示を受ける方法により本人確認を行うことができます。

ウ. 当該書類及び補完書類の提示を受ける方法

顧客から当該書類の提示を受けるとともに、補完書類の提示を受ける方法により本人確認を行うことができます。

補完書類とは、国税・地方税の領収書、納税証明書、社会保険料領収書、公共料金の領収書（日本国内で供給される電気・ガス・水道の料金納付に関する領収書のほか、固定電話の料金やNHKの受信料の領収書）等のうち、領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日付が提示又は送付を受ける日の前6ヶ月以内のものが該当します。

エ. 当該書類の提示及び他の本人確認書類又はその写しの送付を受ける方法

顧客から当該書類の提示を受けるとともに、他の本人確認書類(Q14①・②)又はその写しの送付を受ける方法により本人確認を行うことができます。

オ. 当該書類の提示及び補完書類又はその写しの送付を受ける方法

顧客から当該書類の提示を受けるとともに、補完書類又はその写しの送付を受ける方法により本人確認を行うことができます。

③ 顔写真が貼付されていない本人確認書類（Q14②イの書類）

顧客から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法により本人確認を行うことができます。

(対面取引における本人確認方法³)

本人確認書類の種類	具体例	確認方法
顔写真が貼付されている書類（Q14①に該当するもの）	・ 運転免許証・運転経歴証明書 ・ 在留カード、特別永住者証明書 ・ 番号カード ・ パスポート・乗員手帳 等	提示のみでOK
顔写真が貼付されていない本人確認書類（Q14②アに該当するもの）	・ 各種健康保険証 ・ 国民年金手帳 ・ 母子健康手帳 ・ 当該取引の契約書等に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書 等	次のいずれかの方法 ①提示＋転送不要郵便 ②提示＋他の本人確認書類の提示（顔写真のあるものを除く） ③提示＋補完書類の提示 ④提示＋他の本人確認書類又はその写しの送付 ⑤提示＋補完書類又はその写しの送付
顔写真が貼付されていない本人確認書類（Q14②イに該当するもの）	・ 戸籍の附票の写し ・ 住民票の写し・住民票の記載事項証明書 ・ 印鑑登録証明書（当該取引の契約書等に使用している印鑑に係るものを除く） 等	提示＋転送不要郵便

※ 補完書類 … 納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書等（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日付が提示又は送付を受ける日の前6ヶ月以内のものに限る）。

（参考：施行規則第6条、第7条）

³ H27 改正（平成28年10月1日施行）以降の確認方法を記載。

Q19 本人確認の方法（個人顧客・非対面取引⁴）【H30 改正規則箇所】

Q 個人顧客と非対面で取引を行うにあたり、顧客の本人特定事項を確認するには、どのような方法がありますか。

A 個人顧客との非対面取引においては、次の方法により、本人特定事項の確認ができます。

1. オンラインで完結する確認方法【平成 30 年 11 月 30 日改正施行】

顧客から、次の情報の送信を受ける方法によって、本人確認を行うことができます。

- ① 二種業者が提供するソフトウェアを使用して、顧客から写真付き本人確認書類及び本人の容貌の撮影・画像の送信を受ける方法（H30 改正規則第 6 条第 1 項第 1 号ホ）
- ② 顧客から写真付き本人確認書類の IC チップ情報とともに、二種業者が提供するソフトウェアを使用して、本人の容貌の撮影・画像の送信を受ける方法（同号ヘ）
- ③ 本人確認書類の IC チップ情報の送信、又は二種業者が提供するソフトウェアを使用して、顧客から一枚に限り発行される本人確認書類⁵の撮影・画像の送信を受けるとともに、銀行等の預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に当該顧客の本人特定事項を確認済であることを確認する方法（同号ト(1)）
- ④ 本人確認書類の IC チップ情報の送信、又は二種業者が提供するソフトウェアを使用して、顧客から一枚に限り発行される本人確認書類の撮影・画像の送信を受けるとともに、当該顧客の預貯金口座（銀行等において本人特定事項を確認済であるもの）に金銭を振り込み、当該顧客から当該振込を特定するために必要な事項が記載されたインターネットバンキング画面の画像等の送付を受ける方法（同号ト(2)）

⁴ 非対面取引とは、インターネットや FAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで取引時確認を行う取引を指します。

⁵ 公的機関により被証明者にのみ発行される身分証明書としての性質を有する書類を想定しており、例えば、運転免許証、マイナンバーカード、国民健康保険の被保険者証等が該当します。

2. 上記1以外の確認方法【平成32年4月1日改正施行】

(1) 平成32年3月31日まで

個人顧客との非対面取引においては、顧客から本人確認書類（Q14①・②）又はその写しの送付を受けるとともに、本人確認書類に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法により、本人確認ができます。

(2) 平成32年4月1日以降

次の方法によって、本人確認を行うことができます。

① 顧客から次のいずれかの送付又は送信を受けるとともに、送付を受けた資料又は情報に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法

イ. 本人確認書類の原本の送付（H30改正規則第6条第1項第1号チ）

ロ. 本人確認書類のICチップ情報の送信（同上）

ハ. 一枚に限り発行される本人確認書類の画像情報の送信（同上）

ニ. 現在の住居の記載のある本人確認書類⁶の写し2種類の送付（同号リ）

ホ. 本人確認書類の写し及び現在の住居の記載がある補完書類⁷の原本又は写しの送付⁸（同上）

② 施行令第7条第1項第1号リに掲げる取引⁹を行う際に顧客から個人番号の提供を受けている場合¹⁰、顧客から本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、送付を受けた本人確認書類の写しに記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書

⁶ 「現在の住居の記載のある」ことが要件のため、施行規則第6条第2項の適用はありません。

⁷ 同居のものも可。

⁸ 本人確認書類に顧客の現在の住居の記載がないときは、補完書類は2種類必要となり、その場合、補完書類の1種類は顧客のものに限られます。

⁹ 施行令第7条第1項第1号リでは、金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号まで若しくは第10号に掲げる行為又は同項第7号から第9号までに掲げる行為により顧客等に有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結を定めています。

¹⁰ 二種業者は、支払調書の作成事務等の個人番号の取得が認められる場合を除き、顧客に個人番号の提供を求めることはできません（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15条）。

を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法（H30 改正規則第6条第1項第1号又(2)）

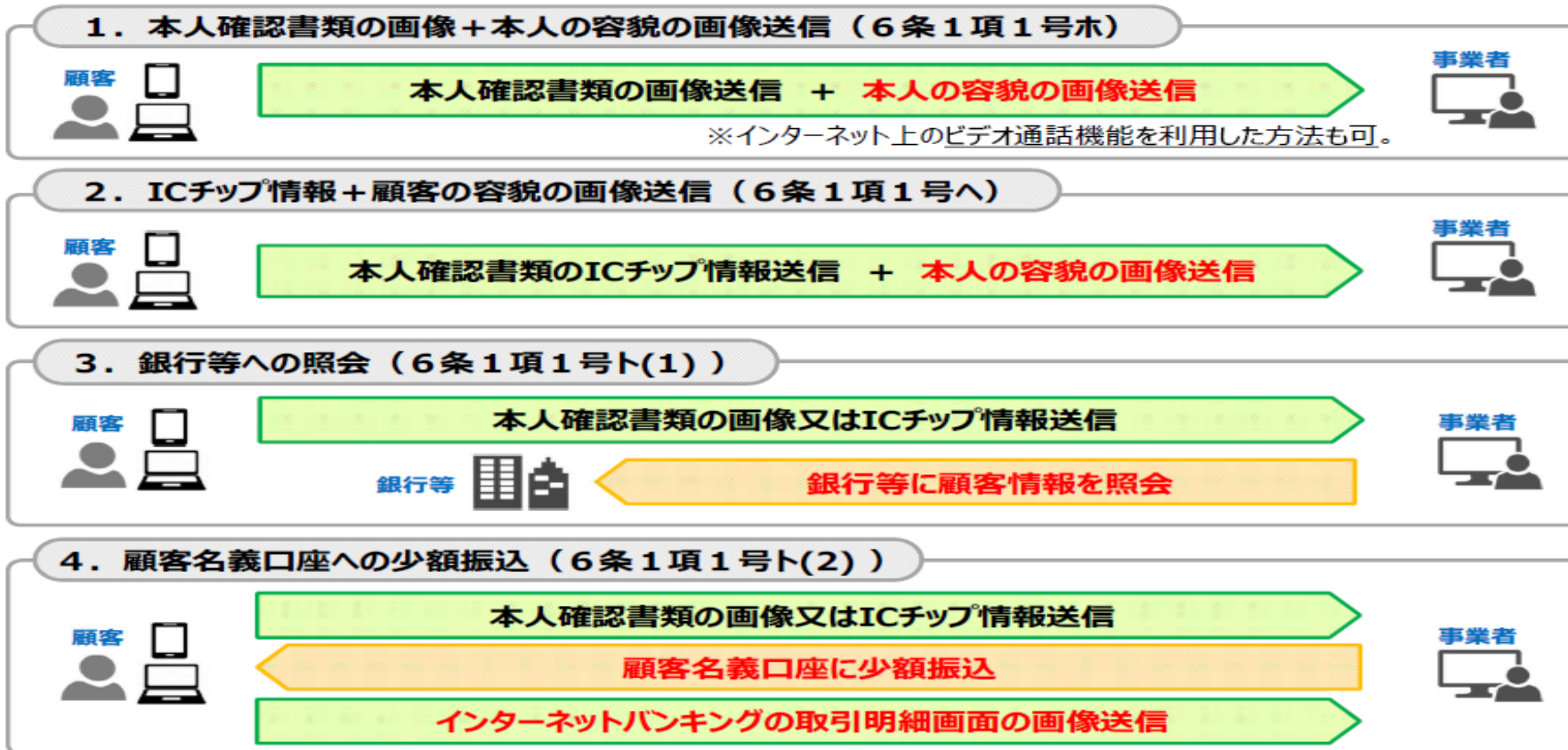
（参考：施行規則第6条、第7条）

(オンラインで完結する本人確認方法)

※ 金融庁 HP・平成 30 年 11 月 30 日付「「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公表について」掲載図を引用。

オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

※ 下図は概要です。詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。また、図中の条項は犯収法施行規則を指します。



(非対面取引の本人確認方法・オンラインで完結する方法以外)

※ 金融庁 HP・平成 30 年 11 月 30 日付「「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公表について」掲載図を引用。

顧客から本人確認書類の送付を受け、顧客宛に書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する確認方法に関する改正
(犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号チ、リ)

現
行

本人確認書類(種類限定なし)又はその写しの送付を受ける



以下のいずれか(詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。)

1. 本人確認書類の原本 (ex. 住民票の写し(注1)、印鑑登録証明書)の送付を受ける
2. ICチップ付本人確認書類から読み取ったICチップ情報の送信を受ける
3. 本人確認書類の画像情報(注2)の送信を受ける
4. 本人確認書類(注3)の写し2種類の送付を受ける
5. 本人確認書類の写し+補完書類(注4)(同居者のものも可(注4))の原本又は写しの送付を受ける



住居宛に書留郵便等により
転送不要郵便物等として送付

平
成
32
年
4
月
以
後

(注1)市役所等から取得した「住民票の写しの原本」。「住民票の写しのコピー」ではない。

(注2)本人確認書類は一を限り発行されるもの。画像情報は厚み等が確認できる必要。画像の送信は、特定事業者が提供するソフトウェアを用いる必要。

(注3)現在の住居記載のあるもの。

(注4)本人確認書類に現在の住居記載がない場合、補完書類は2種類必要(うち1種類は同居者のものは不可)。

(注5)一部の法人の被用者の給与等振込みのために用いる銀行口座開設、個人番号の提供を受けている場合における証券口座開設については、平成32年4月以後も、従前通りの方法が引き続き可能(犯収法施行規則6条1項1号ヌ)。

Q20 二種業者が提供するソフトウェア【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 二種業者が、顧客の本人確認を行うために、顧客が写真付き本人確認書類と顧客の容貌を撮影・送信するためのソフトウェアを提供する場合、当該ソフトウェアの性能等に制限はあるでしょうか。

A

1. 二種業者が提供するソフトウェアの性能等は、本人特定事項の確認のために必要な要素を満たしていると合理的に認められるものであることが必要になります。例えば、なりすまし等の防止の観点から画像が加工されないことを確実に担保するため、ソフトウェアは画像の加工機能がないものである必要があります。

また、送信を受ける画像情報は、本人特定事項の確認に必要な情報が十分に判別できないものや、本人確認書類の真正性の判別が困難なものは認められません。

加えて、二種業者が提供するソフトウェアを利用した撮影及び送信は、本人特定事項の確認時に行われるものに限られます（Q23 参照）。

2. 顧客の本人特定事項の確認を行う二種業者が提供するソフトウェアには、二種業者の委託先が開発したものや、第三者が開発したものも含まれます。

また、提供するソフトウェアについては、スマートフォン向けのアプリケーションも含まれます。

（参考：H30 パブコメ No. 7 から 9、17、21）

Q21 送信を受ける写真付き本人確認書類の画像【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 顧客から送信を受ける写真付き本人確認書類の画像は、こういったものである必要があるでしょうか。

A

1. 顧客から送信を受ける写真付き本人確認書類の画像には、次の情報を確認できる必要があります。

- ① 当該書類に記載されている氏名、住居及び生年月日
- ② 当該書類に貼り付けられた写真
- ③ 当該書類の厚みその他の特徴

2. 「写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴」は、外形、構造、機能等の特徴から本人確認書類の真正性の確認を行うために必要となる情報です。

なお、本人確認書類が真正なものであることの確認は、専ら機械（十分な性能を有しているものに限ります。）を利用して行うことも許容されますが、現在の技術ではそのような性能を満たさないことから、現在の技術を前提とすれば目視による確認が必要となります。

（参考：H30 改正規則第6条第1項第1号ホ、ト、チ、H30 パブコメ No. 27、35）

Q22 白黒画像や解像度の荒い画像情報【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 顧客から送信を受ける画像情報については、「特徴」を確認できるものであるなら、白黒のものや解像度の荒いものでも許容されるのでしょうか。

A 白黒画像や本人特定事項の確認に支障を生じる解像度のものは、本人確認を行うための画像情報として認められません。

（参考：H30 パブコメ No. 18）

Q23 画像情報の送信時期【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 顧客から送信を受ける画像情報について、あらかじめ撮影したものや撮影後、ある程度の期間を置いた後に送信したものも本人確認のために利用できるでしょうか。

また、一定の期間内に送信を受ける必要がある場合、二種業者は、当該期間内における送信であるかの確認を行う必要があるでしょうか。

A

1. 顧客から送信を受ける画像情報については、撮影も送信も本人特定事項の確認時に行われるものに限られ、あらかじめ撮影されたものは認められません。

また、顧客が撮影した画像は、当該画像が加工可能な状態に置かれることのないよう、撮影後直ちに送信させる必要があります。

2. 二種業者は、顧客から送信を受けた画像が本人確認時に撮影されたものであり、事前に撮影した写真を撮影させたものなどではないことを確認する必要があります。

す。このため、例えば、本人確認時にランダムな数字等を顧客に示し、一定時間内に顧客に当該数字等を記した紙と一緒に容貌や本人確認書類を撮影させて直ちに送信を受けることや、ＩＤセルフィー（容貌と本人確認書類を同時に撮影する方法）では、その撮影の際に顧客に示したランダムなポーズをとらせるなどが考えられます。

（参考：H30 パブコメ No. 21、22、49）

Q24 運転免許証の裏面の情報【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 運転免許証では、変更事項が裏面に記載されるが、裏面が空白の場合は、裏面の画像情報を撮影・送信を受ける必要はないという理解でよろしいでしょうか。

A 運転免許証の画像を本人確認のための画像情報として利用する場合、裏面に変更後の住居が記載されることから、当該記載の有無及び記載がある場合は変更後の住居を確認するため、裏面の撮影も必要になります。

（参考：H30 パブコメ No. 30）

Q25 本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取り方法【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取りに関しては、二種業者が提供するソフトウェアに限定されないという理解でよろしいでしょうか。

A ご理解のとおりです。本人確認書類のＩＣチップ情報については、二種業者が提供するソフトウェアによる読み取りに限定しておらず、読み取り端末についても制限はありません。

（参考：H30 改正規則第 6 条第 1 項第 1 号へ、H30 パブコメ No. 45）

Q26 預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に確認する事項【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 顧客の本人確認として、本人確認書類のＩＣチップ情報の送信、又は二種業者が提供するソフトウェアを使用して、顧客から一枚に限り発行される本人確認書類の画像の送信を受けるとともに、預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に当

該顧客の本人特定事項を確認済であることを確認する場合、こういった事項を確認する必要があるでしょうか。

A

1. 二種業者は、預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に対し、顧客の本人特定事項を確認済みであることを確認する場合、次の事項を確認する必要があります。

- ① 預貯金の受入れ契約又はクレジットカード等の交付若しくは付与を内容とする契約に際して顧客の氏名、住居、生年月日を確認していること
- ② 当該確認に係る記録を保存していること
- ③ 当該顧客又はその代理人から当該顧客しか知り得ない事項その他の当該顧客が上記②の記録に記録されている顧客と同一であることを示す事項の申告を受けることにより、当該顧客が当該記録に記録されている顧客と同一であることを確認していること

2. 二種業者は、顧客から送信を受けた本人確認書類の情報（氏名、住居、生年月日）と、預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社が保存している確認記録の氏名、住居及び生年月日の一致を確認する必要がある、これらが一致しない場合には本人確認として認められません。

3. 「当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」とは、例えば ID・パスワードのほか、静脈等の生体情報等が想定されます。

（参考：H30 改正規則第 6 条第 1 項第 1 号ト(1)、H30 パブコメ No. 75）

Q27 顧客の預貯金口座が本人確認済であることを確認する方法【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 顧客の預貯金口座に金銭を振り込み、当該顧客から当該振込を特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳等の写しの送付を受けて本人確認を実施する方法について、顧客の預貯金口座が本人確認済であることはどのように確認するのでしょうか。

A 例えば、振込先金融機関がその全ての顧客について本人確認済であることを公表している場合には、当該振込先金融機関に開設された当該顧客等の預貯金口座が本人確認済みのものであると判断することができると考えられます。また、振込先金融機関が全ての顧客等について本人確認済みでなかったとしても、インターネットバンキングの利用顧客については全て本人確認済みであって、その旨を公表している場合には、当該顧客等が当該インターネットバンキングの利用者であることを確認すること（例えば当該インターネットバンキングの利用画面のスクリーンショットの送付を受けて確認することが考えられます。）により、本人確認済みであると判断することができると考えられます。

また、電話等により個別に振込先金融機関に問い合わせる方法も想定されます。

（参考：H30 改正規則第6条第1項第1号ト(2)、H30 パブコメ No. 89）

Q28 送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの確認記録への添付
【平成30年11月30日施行箇所】

Q 従前、本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、確認記録に添付することが施行規則第6条各号で定められていましたが、H30 改正規則では、確認記録の添付の文言が削除されています。改正後は、送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付は必須ではなくなったという理解でよろしいでしょうか。

A 施行規則第19条に基づき、従来どおり確認記録には、送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの添付が必要になります。

（参考：施行規則第19条第1項第2号、H30 パブコメ No. 115）

Q29 本人限定受取郵便による本人確認【平成32年4月1日施行箇所】

Q 当社が本人確認を行うことに代えて、契約書など取引関係文書を本人限定受取郵便により行うことはできますか。

A Q18、Q19の本人確認方法に代えて、本人限定郵便を利用することにより本人確認を行うこともできます。その場合には、二種業者は、委託する業者から本人確認事項の確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人確認

書類（平成 32 年 4 月 1 日以降は、顔写真付きの本人確認書類に限る。）の提示を受けた日付及び時刻、本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項の伝達を受ける措置を取る必要があります。

具体的には、特定事項伝達型本人限定受取郵便を利用することが考えられます。

（注）H30 改正規則により、平成 32 年 4 月 1 日以降、二種業者から委託を受けた業者が確認する本人確認書類は、顔写真付きの本人確認書類に限定されることになります。

（参考：H30 改正規則第 6 条第 1 項第 1 号ル）

Q30 二種業者が提供するソフトウェア以外で撮影された本人確認書類の画像情報や本人確認書類の P D F データ等【平成 32 年 4 月 1 日施行箇所】

Q 当社が提供するソフトウェア以外で撮影された本人確認書類の画像情報や P D F データ、F A X による本人確認は可能でしょうか。

また、本人確認が可能な場合、といった方法による必要があるでしょうか。

A 二種業者が提供するソフトウェア以外で撮影された本人確認書類の画像情報や本人確認書類の P D F データ、F A X は、いずれも「本人確認書類の写し」に該当します。

平成 32 年 4 月 1 日以降、これらの情報やデータ等を用いて本人確認を行う場合、前述 Q19 の 2. に基づく本人確認方法を行う必要があります。

（参考：H30 パブコメ No. 135）

Q31 通知カードと個人番号カードの本人確認書類としての利用の可否

Q 通知カードと個人番号カードは本人確認書類として扱うことができますか。また、本人確認書類として扱う場合の注意事項はあるでしょうか。

A 犯収法に基づく本人特定事項の確認にあたっては、通知カードは利用できない一方、個人番号カードは利用することが出来ます。

（参考：施行規則第 7 条、H27 パブコメ No. 87、88）

Q32 個人番号カードを本人確認書類とする場合の注意事項（個人番号の取得禁止）

Q 個人番号カードを本人確認書類として提示又は写しの送付を受ける場合の注意事項はあるでしょうか。

A

1. 個人番号をその内容に含む個人情報の取得等は番号法により原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客から個人番号カードの提示を受けた場合には、二種業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないように留意する必要があります。

また、個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた場合には、当該裏面を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要になります。

この場合、確認記録の「本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項」には、例えば、個人番号カードの発行者（市区町村長）及び有効期限等を記載することになります。

2. 二種業者が提供するソフトウェアを使用して、顧客から個人番号カードの画像の送信を受ける場合、個人番号が記載されている裏面については、撮影・送信を受けることが適当でないことに留意する必要があります。

（参考：H27 パブコメ No. 87）

Q33 国民手帳を本人確認書類とする場合の注意事項（基礎年金番号の取得禁止）

Q 国民手帳を本人確認書類として提示又は写しの送付を受けた場合の注意事項はあるでしょうか。

A

国民年金法により基礎年金番号の告知を求めること等が禁止されています。本人特定事項の確認に当たって顧客から国民年金手帳の提示を受けた場合には、二種業者は、基礎年金番号の記載部分のコピーを取らず、確認記録に基礎年金番号を書き写さないように留意する必要があります。

また、国民年金手帳の写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、同手帳の基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要になります。

この場合、確認記録の「本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足る事項」には、例えば、書類の交付年月日等を記載することになります。

Q34 本人確認書類の種類（法人顧客の場合）

Q 法人顧客の本人特定事項を確認するための書類には、こういったものがありますか。

A 法人顧客の本人確認書類としては、主に次の書類が挙げられます。

なお、有効期限のある書類については有効期限内のものに限ります。また、有効期限のない書類については、原則として、二種業者が提示又は送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限られます。

（法人顧客の本人確認書類）

- 法人の設立登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書
- 官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

（参考：施行規則第7条第2号）

Q35 法人顧客の本人確認方法【平成30年11月30日施行箇所】

Q 法人顧客の本人特定事項を確認するには、どのような方法がありますか。

A 法人顧客との取引における本人確認の方法としては、次の方法があります（②から⑤は、平成30年11月30日改正施行）。

また、法人顧客の場合、取引の任に当たる者の本人確認（Q39）も行う必要があります。

（対面取引）

法人顧客との対面取引では、次の方法により本人確認を行うことが出来ます。

- ① 顧客から本人確認書類（Q34）の提示を受ける方法
- ② 顧客から顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会から登記情報の送信を受ける方法
- ③ 顧客から顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁の法人番号公表サイトにより公表されている顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法

（非対面取引）

法人顧客との非対面取引では、次の方法により本人確認を行うことが出来ます。

- ④ 顧客から顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会から登記情報の送信を受ける方法¹¹（取引担当者が当該顧客を代表する権限を有する役員でない場合に対面しないで当該申告を受けるとともに、当該方法に加え、顧客の本店等¹²宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法）
- ⑤ 顧客から顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁の法人番号公表サイトにより公表されている顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法に加え、顧客の本店等宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法
- ⑥ 顧客から本人確認書類（Q34）又はその写しの送付を受けるとともに、本人確認記録に記載されている顧客の本店等宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法

¹¹ 登記情報提供サービスを利用することを指します。

¹² 「本店等」とは、本店、主たる事務所、支店又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいいます（H30 改正規則第6条第1項第3号口）。

(対面取引)

番号	本人確認書類又は申告事項	本人確認方法等
①	・登記事項証明書、印鑑登録証明書等（Q34）	提示＋取引の任に当たる者の本人確認
②	顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告	登記情報提供サービスを利用する方法＋取引の任に当たる者の本人確認
③	同上	国税庁の法人番号公表サイト＋取引の任に当たる者の本人確認

(非対面取引)

番号	本人確認書類又は申告事項	本人確認方法等
④	顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告	登記情報提供サービスを利用する方法＋（取引担当者が代表権を有する役員として登記されていない場合）転送不要郵便＋取引の任に当たる者の本人確認
⑤	同上	国税庁の法人番号公表サイト＋転送不要郵便＋取引の任に当たる者の本人確認
⑥	・登記事項証明書、印鑑登録証明書等（Q34） ・上記写し	送付＋転送不要郵便＋取引の任に当たる者の本人確認

(参考：施行規則第6条第1項第3号、第7条第2号)

Q36 本人確認書類の住所と現在の住居が異なる場合

Q 顧客の申込書の住所と本人確認書類の住所が異なっていました。どうしたらよいでしょうか。

A 顧客が申込者や契約書などで申告した住所と本人確認書類の住所が異なっている場合、当該本人確認書類以外の本人確認書類又は補完書類によって、現在の住居を

確認する必要があります。この場合の確認方法は、本人確認の場合と同じです（顧客が自然人の場合 Q18、19、法人の場合 Q35）。

（参考：施行規則第 6 条第 2 項）

Q37 転送不要郵便の送付に代える措置【平成 30 年 11 月 30 日施行箇所】

Q 顧客から本人確認の方法として転送不要郵便等が必要となる本人確認書類を受領しましたが、当該書類の住所に転送不要郵便等を送る以外の対応はあるでしょうか。

A 転送不要郵便等が必要となる本人確認方法（Q18 の②ア及び③、Q19、Q35 の非対面取引の場合を参照）において、本人確認書類若しくはその写しに記載され、登記情報提供サービスの登記情報に記録され、又は国税庁の法人番号公表サイトにより公表されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法以外に、二種業者の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている顧客の住居又は本店等に赴いて顧客（法人である場合にあっては、取引の任に当たる者）に取引関係文書を交付する方法が認められます。

（参考：施行規則第 6 条第 4 項）

Q38 電子署名による本人特定事項の確認

Q 電子証明書により本人確認を行うことは認められますか。

A Q18、19、35 の本人確認方法以外に、電子証明書による本人確認として、次の方法が認められます。

① 個人顧客の場合

顧客から、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電子証明書（氏名、住所、生年月日の記載のあるもの）及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた取引に関する情報の送信を受ける方法。

また、上記電子証明書以外に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく電子証明書も認められます。

② 法人顧客の場合

商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法。

(参考：施行規則第6条第1項第1号ト、チ、第3号ハ)

Q39 取引の任に当たる者の該当性及び本人確認方法【平成 32 年 4 月 1 日施行箇所】

Q 取引の任に当たる者（犯収法上の「代表者等」）とは、どのような者が該当しますか。また、取引の任に当たる者については、どのように本人確認を行う必要がありますか。

A

1. 取引の任に当たる者とは、代理人取引において代理人、法人顧客において実際に取引の担当となる者が該当します。

したがって、法人顧客の場合、代表者が取引を担当する場合には当該代表者が取引の任に当たる者になりますが、代表者以外の者が取引担当者になる場合には代表者ではなく、当該取引担当者について、取引の任に当たる者として、本人確認を行う必要があります。

また、本人確認が必要となる取引の任に当たる者は、いずれも自然人であるため、代理人が法人である場合、当該法人の取引担当者について本人確認を行うことになります（法人自身の本人確認は不要）。

2. 取引の任に当たる者の本人確認においては、個人顧客の場合と同様の方法（Q18、19）により確認を行う必要があります。

（平成 32 年 4 月 1 日以降）

非対面取引の場合の法人顧客の取引の任に当たる者の本人確認について、個人顧客の場合と同様の方法（Q19 の平成 32 年 4 月 1 日以降のもの）以外に、当該者から本人確認書類の写し¹³の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該者の現在の住居に宛てて、取引

¹³ 当該本人確認書類の写しに当該取引の任に当たる者の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写しとともに、現在の住居の記載がある補完書類又はその写しが必要となります。

関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法が認められます
(H30 改正施行規則第 12 条第 2 項)。

(参考：犯収法第 4 条第 4 項、施行規則第 12 条)

Q40 取引の任に当たる者の確認

Q 代理人や法人顧客の担当者が顧客のために取引の任に当たっていることを確認するには、どのようなことを確認する必要がありますか。

A 二種業者は、代理人や法人顧客の担当者が顧客のために取引の任に当たっているかを確認するため、次のいずれかの場合に該当するかを確認する必要があります。

なお、平成 27 年改正により、取引担当者が顧客の身分証明書を有しているだけでは、取引の任に当たっていることの確認には当たらないことになりました。

① 代理人取引の場合

- ア. 代理人が顧客の同居の親族又は法定代理人であること。
- イ. 代理人が、顧客が作成した委任状その他の当該顧客のために取引の任に当たっていることを証する書面を有していること。
- ウ. 顧客に電話をかけるなど、代理人が当該顧客のために取引の任に当たっていることが確認できること。
- エ. 二種業者において、顧客と代理人との関係を認識しているなど代理人が当該顧客のために取引の任に当たっていることが明らかであること。

② 法人顧客の場合

- ア. 取引担当者が、顧客の作成した委任状その他の当該顧客のために取引の任に当たっていることを証する書面を有していること。
- イ. 取引担当者が、当該顧客を代表する権限を有する役員として登記されていること。
- ウ. 当該顧客の本店や営業所、当該取引担当者が所属すると認められる官公署に電話をかけるなどにより当該取引担当者が当該顧客のために取引の任に当たっていることが確認できること。

- エ. 二種業者において、顧客と取引担当者との関係を認識しているなど当該担当者が当該顧客のために取引の任に当たっていることが明らかであること。

(参考：施行規則第 12 条第 4 項、平成 32 年 4 月 1 日以降は同条第 5 項)

Q41 S P Cが顧客となる場合の「取引の任に当たる者」

Q S P Cが顧客となる取引を行うことになりましたが、当該 S P Cは、具体的な業務を全て A M（アセットマネージャー）に業務委託しています。この場合、取引の任に当たる者として、確認が必要となるのは、S P Cの代表社員や業務執行者ではなく、実際に取引の交渉等を行う A Mの担当者でよろしいでしょうか。

A ご質問のケースでは、S P Cの取引の任に当たる者は、A Mの担当者であると考えられます。

Q42 取引の任に当たる者が変更した場合の取引時確認の要否

Q 以前に取引時確認を行い、確認記録を作成・保存している顧客との間で、再度取引をする際に、取引の任に当たる者が以前の者から変更している場合、新たな取引の任に当たる者の本人特定事項の確認は必要でしょうか。

A 新たな取引が取引時確認済み顧客との取引に該当する場合には、新たな取引の任に当たる者について、免許証の提示を受けるなどの本人特定事項の確認は必要ありません（取引時確認済み顧客との取引の要件は、Q76 参照）。

もっとも、顧客が「人格のない社団又は財団」に該当する場合には、変更後の取引の任に当たる者について取引時確認を行う必要があります。

また、取引の任に当たる者について、法人との取引等何らかの機会において、その本人特定事項の変更又は追加があることを知った場合は、既に確認記録に記録・記載されている内容を残しつつ、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記することが求められます。なお、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容を別途記録し、当該記録を確認記録とともに保存することも可能です。

(参考：犯収法第 4 条第 3 項、第 5 項、施行令第 13 条第 2 項、施行規則第 16 条、第 20 条第 1 項第 15 号、第 3 項、H23 パブコメ No. 103)

4. 取引を行う目的

Q43 投資目的の確認と「取引を行う目的」

Q 当社では、取引の申込書に「投資目的」欄に区分を設け、顧客に該当箇所をチェックして貰っています。この場合でも、別途、「取引を行う目的」を確認する必要があるでしょうか。

A 申込書や顧客カードなどによって顧客の投資目的を確認された場合、犯収法第4条第1項第2号の「取引を行う目的」を確認したと考えられますので、別途の確認は不要です。

(参考：H23 パブコメ No. 39)

Q44 「取引を行う目的」の申告を受ける方法

Q 「取引を行う目的」は、申告を受ける方法により確認することと定められていますが、具体的には、どのように確認すればよいでしょうか。

A 「取引を行う目的」を、顧客や取引担当者から口頭で聴取する方法のほか、電子メールやFAXを用いる方法、「取引を行う目的」を一定の類型に分類し、当該類型のいずれかにチェックのある申込書等を受け入れる方法、インターネット画面上のプルダウンメニューの選択をさせることにより確認する方法が考えられます。

(参考：H23 パブコメ No. 37)

5. 職業（顧客が自然人の場合）

Q45 職業の分類

Q 取引時確認の対象となる「職業」は、どの程度の確認が必要でしょうか。

A 「職業」の分類としては、例えば「会社員」、「公務員」、「学生」、「無職」等が考えられます。

なお、平成24年10月付「[犯罪収益移転防止法の留意事項について](#)」（金融庁総務企画局企画課調査室）において、「職業」を確認するに当たり参考とすべき類型を例示していますので、こちらもご参照ください。

(参考：H23 パブコメ No. 43)

Q46 「職業」の申告を受ける方法

Q 「職業」は、どのように確認すればよいでしょうか。

A 顧客の「職業」の確認は、「取引の目的」と同様、申告を受ける方法により確認する必要があります。

具体的には、顧客や取引担当者から口頭で聴取する方法のほか、電子メールやFAXを用いる方法、「取引を行う目的」を一定の類型に分類し、当該類型のいずれかにチェックのある申込書等を受け入れる方法、インターネット画面上のプルダウンメニューの選択をさせることにより確認する方法が考えられます。

(参考：H23 パブコメ No. 37)

Q47 勤務先の名称

Q 当社では、契約の申込書に顧客の勤務先を記載して貰っています。この場合、勤務先を書いてもらうことで「職業」の確認に当たるのでしょうか。

A 確認事項はあくまで「職業」とされているため、勤務先の名称等から職業が明らかである場合を除き、勤務先の名称等の確認をもって職業の確認に代えることはできません。

(参考：H23 パブコメ No. 45)

Q48 複数の職業の申告を受けた場合

Q 顧客から複数の職業の申告を受けました。この場合、職業の記録にあたっては、どのようにすればよいでしょうか。また、一つの職業を申告した顧客に対して、複数の職業を有するか確認する必要はあるのでしょうか。

A 顧客から複数の職業の申告を受けた場合、申告を受けた全ての職業を記録する必要があります。

他方、顧客から一つの職業の申告を受けた場合には、他の職業を有していないかまで積極的に確認することは不要です。

(参考：H23 パブコメ No. 44)

6. 事業の内容（顧客が法人の場合）

Q49 「事業の内容」を確認する書類

Q 法人顧客について、「事業の内容」を確認する書類はどのようなものが考えられますか。

A 法人顧客にかかる次の書類が考えられます。

なお、有効期間・期限のない書類にあっては確認する日前6ヶ月以内に作成されたものに、有効期間・期限のある書類にあっては確認する日において有効なものに限ります。

- ① 定款（これに相当するものを含む）
- ② 法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの
- ③ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書
- ④ 官公庁から発行・発給された書類その他これに類する書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの

（参考：施行規則第10条第2号）

Q50 本人特定事項の確認を行った書類による「事業の内容」の確認

Q 法人顧客の本人特定事項の確認のため、登記事項証明書の提出を受けています。この登記事項証明書によって、「事業の内容」を確認することは認められるでしょうか。

A 法人顧客から提出を受けた登記事項証明書によって、本人特定事項と合わせて「事業の内容」を確認することも認められます。

（参考：H23 パブコメ No. 49）

Q51 「事業の内容」の確認の程度

Q 取引時確認の対象となる「事業の内容」は、どの程度の確認が必要でしょうか。

A 法人が営んでいる事業が多数である場合等は、定款や登記事項証明書に記載されているすべての事業内容を確認・記録するのではなく、二種業の取引に関係する主たる事業のみを確認・記録することも認められると考えられます。

(参考：H23 パブコメ No. 47)

Q52 法令の規定により当該法人が作成することとされている書類

Q 法人顧客の「事業の内容」を確認する書類として、「法令の規定により当該法人が作成することとされている書類」とはどのようなものが考えられますか。

A 「有価証券報告書」や法令により所管官庁に提出することとされている事業報告書等が該当します。

他方、会社のパンフレットやウェブサイトにある事業概要は該当しません。

(参考：H23 パブコメ No. 52)

Q53 官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもの

Q 法人顧客の「事業の内容」を確認する書類として、「官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもの」とはどのようなものが考えられますか。

A 例えば、法務省のオンライン登記情報提供制度により取得する登記情報が該当します。

(参考：H23 パブコメ No. 57)

Q54 顧客が上場会社の場合の「事業の内容」を確認の要否

Q 顧客が上場会社の場合でも、「事業の内容」を確認する必要があるでしょうか。

A 顧客が上場会社の場合、上場会社は「国等」に該当することから、「事業の内容」の確認は不要です。

(参考：犯収法第4条第5項)

Q55 人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」の確認方法

Q 人格のない社団若しくは財団である顧客の「事業の内容」は、どのように確認すればよいでしょうか。

A 顧客が人格のない社団若しくは財団である場合、「事業の内容」の確認は、取引の任に当たる者から「申告を受ける方法」となります。もっとも、顧客（人格のない社団若しくは財団）から、当該顧客の規約等を入手し、事業内容を確認する方法も認められます。

（参考：犯収法第4条第1項、施行規則第10条第1号、H23パブコメ No. 41、37）

Q56 外国顧客の「事業の内容」の確認方法

Q 顧客が外国法人である場合、外国の法令に基づき作成されたディスクロージャー資料により「事業の内容」を確認することはできますか。

A 当該資料が、「外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの」（施行規則第10条第3号イ）の要件を満たすものであれば、認められます。

ただし、単に「事業の内容」が外国の政府又は公的機関のウェブサイトに掲載されているといった場合や民間のデータベース等は該当しません。

（参考：H23パブコメ No. 58）

7. 実質的支配者（顧客が法人の場合）

Q57 実質的支配者の範囲

Q 法人顧客の実質的支配者とは、どのような者が該当するのですか。

A 実質的支配者は、以下の順序で自然人（個人及び国等。以下同じ。国等を自然人とみなすことについてQ59参照）が該当します。

① 顧客が資本多数決法人である場合（株式会社、投資法人、特定目的会社など）

ア. 議決権の総数の25%超を保有する自然人がいる場合（※）、当該自然人が実質的支配者に該当します。

⇒ 国等を除く法人が顧客の議決権を保有している場合、当該法人の議決権保有状況についても遡る必要があります。

当該法人の議決権の 50%超（直接保有分と間接保有分の合算）の保有者として、個人がいた場合は、当該個人が顧客の議決権を間接保有していたことになり、当該間接保有分の議決権が 25%超の場合、又は当該間接保有分と直接保有と合わせた議決権が 25%超の場合は、当該個人が実質的支配者に該当します（詳しくは、Q58 参照）。

イ. 上記アがない場合、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合、当該者が実質的支配者に該当します。

ウ. 上記ア及びイがない場合、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する自然人が実質的支配者に該当します。なお、該当者が複数名いた場合、事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合（Q63）を除き、すべての者が実質的支配者に該当します。

※ 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合（Q63）及び他の自然人が議決権の総数の 50%超（直接保有分と間接保有分の合算）を保有している場合は、除かれます。

② 顧客が資本多数決法人でない場合（持分会社（合同会社、合資会社及び合名会社）、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、特定非営利法人など）

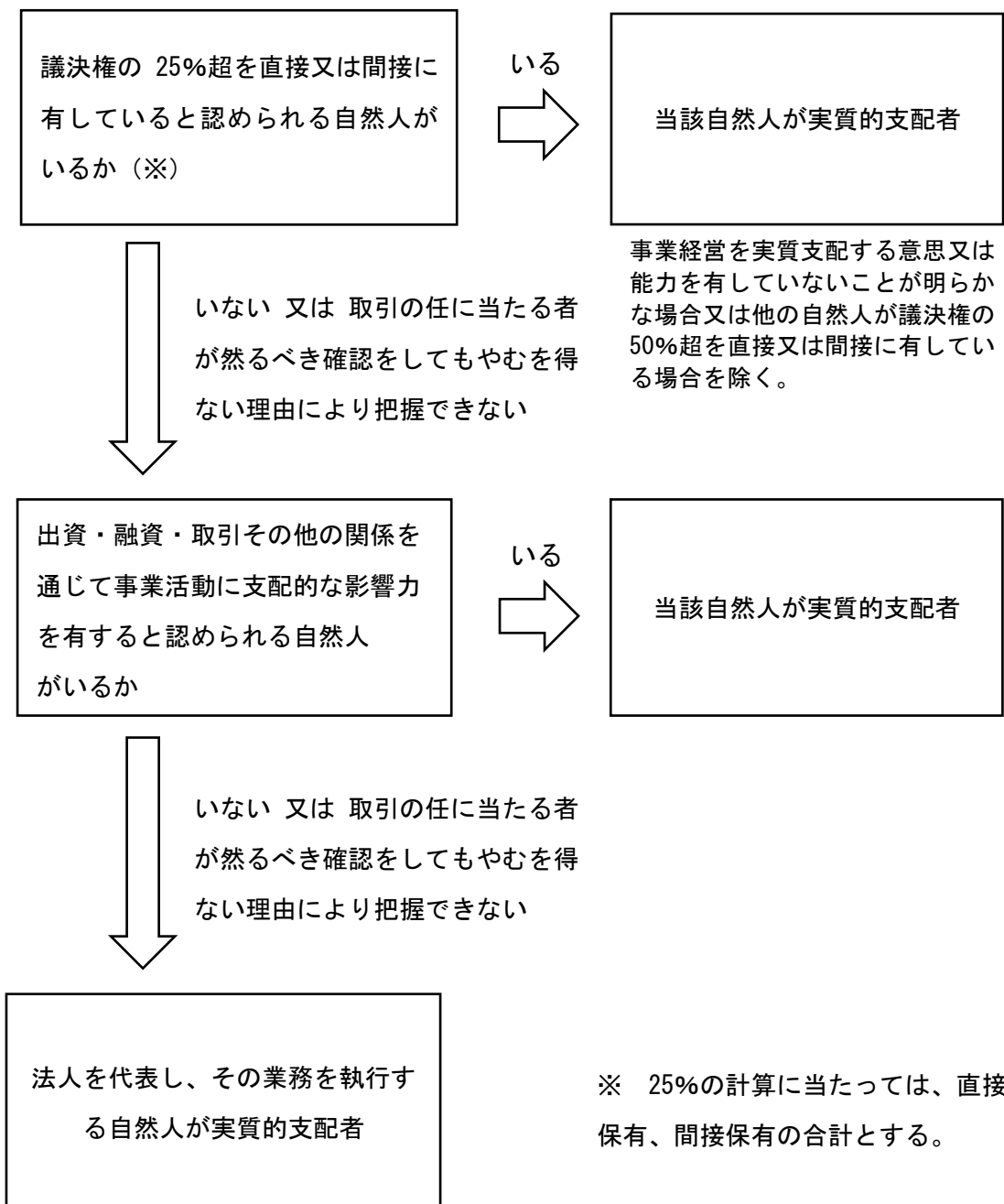
ア. 当該法人の収益配当又は財産分配受領権の 25%超を保有する自然人（※）、ないし、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいる場合、当該個人が実質的支配者に該当します。

イ. 上記アがない場合、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する自然人が実質的支配者に該当します。なお、該当者が複数名いた場合、事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合（Q63）をのぞき、すべての者が実質的支配者に該当します。

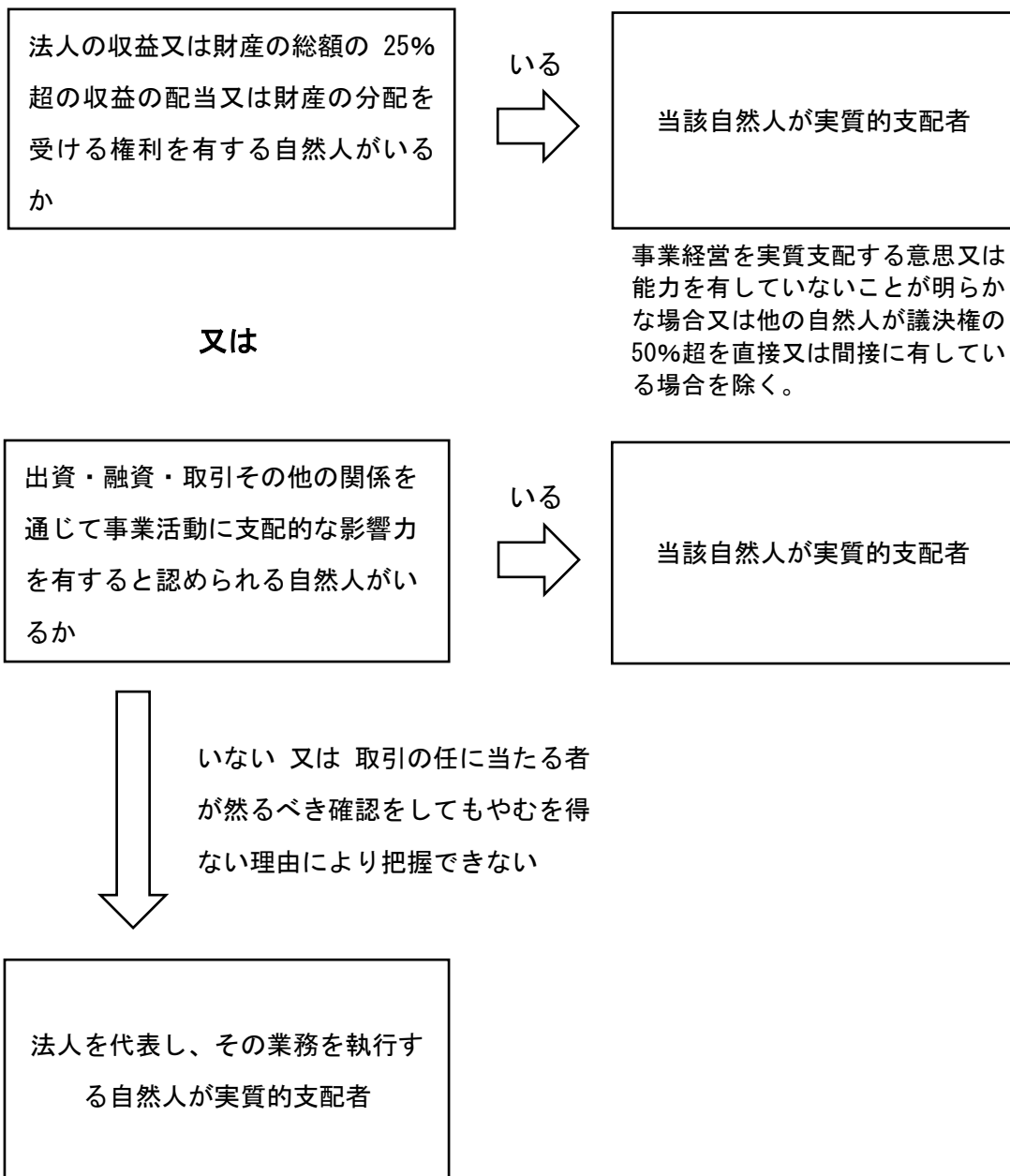
※ 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合（Q63）及び他の自然人が議決権の総数の 50%超（直接保有分と間接保有分の合算）を保有している場合は、除かれます。

（実質的支配者の範囲）

① 顧客が資本多数決法人である場合



② 顧客が資本多数決法人でない場合



(参考：施行規則第 11 条)

Q58 実質的支配者の該当性判断

Q 議決権の総数の 25%を保有する自然人がいる場合とは、どのように判断すればよいでしょう（議決権の保有率の計算とは、どのように行えばよいでしょう）。

A ある自然人の議決権保有率を計算するには、直接的に保有している議決権だけではなく、間接的に保有している分も合算する必要があります。間接保有とは、当該自然人が支配する法人（当該自然人が議決権の 50%超を保有する法人）が有する議決権のことを指します。

具体的には、次のとおり、判断してください。

【実質的支配者の判断例】

① 法人Aの株式（議決権）を 30%保有している個人株主Bがいる場合
⇒ 個人株主Bは法人Aの株式（議決権）を直接 30%保有しているため、実質的支配者に該当します。

② 法人Aの株式（議決権）を 10%保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を 60%保有しており、法人Cは、法人Aの株式（議決権）を 20%保有している場合

⇒ 個人株主Bは法人Aの株式（議決権）を直接 10%保有し、かつ法人Cを通じて間接的に 20%保有しており、合計 30%を保有しているため、実質的支配者に該当します。

個人株主Bの間接保有分を計算する場合、個人株主Bの法人Cの株式（議決権）の保有割合が 60%であるからといって、法人Cの法人Aの株式（議決権）の保有割合を軽減するものではなく（ $20\% \times 60\% = 12\%$ と計算はせず）、個人株主Bが支配する法人Cが保有している法人Aの株式（議決権）20%については、個人株主Bが保有することとして計算することになります。

③ 法人Aの株式（議決権）を 20%保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を 40%保有しており、法人Cは、法人Aの株式（議決権）を 40%保有している場合

⇒ 個人株主Bは法人Aの株式（議決権）を直接 20%保有しているものの、法人Cの株式（議決権）の保有は 40%で法人Cは個人株主Bが支配する法人（当該自然人が議決権の 50%超を保有する法人）ではないことから、法人Cが保有している法人Aの株式（議決権）40%は間接保有分として、合算されません。そのため、個人株主Bは実質的支配者に該当しません。

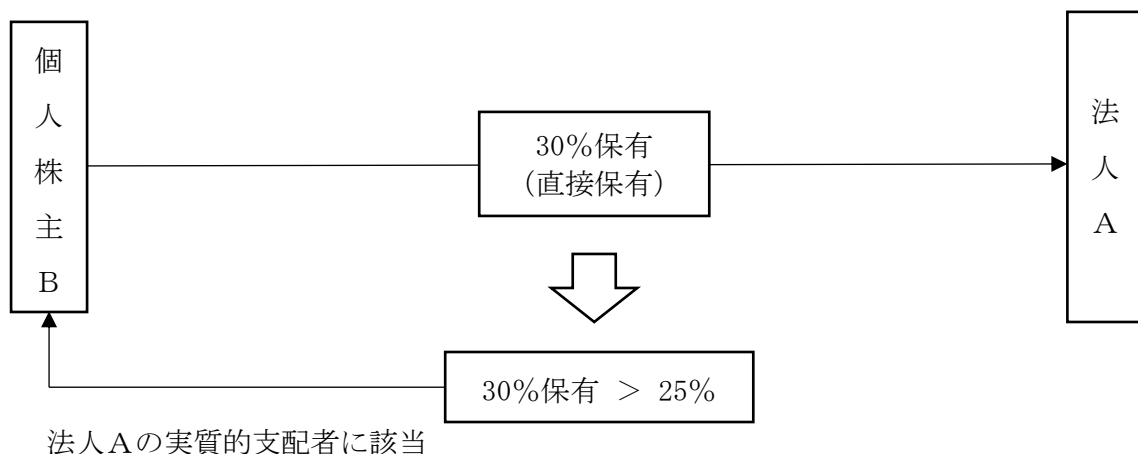
④ 法人Aの株式（議決権）40%を保有している個人株主Bと、法人Aの株式（議決権）を 55%保有している個人株主Dがいる場合

⇒ 個人株主Dが実質的支配者に該当します。個人株主Bも法人Aの株式（議決権）を 40%直接保有していますが、他の者が 50%超を保有している場合には、それ以外の者は実質的支配者に該当しません。

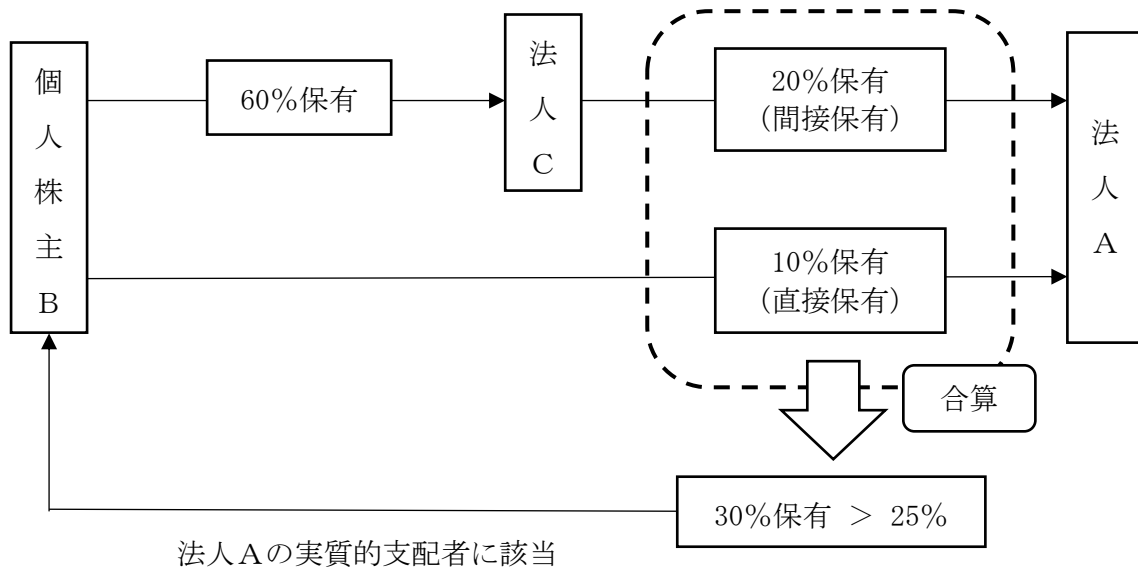
⑤ 法人Aの株式（議決権）40%を保有している個人株主Bと、法人Aの株式（議決権）を 35%保有している個人株主Dがいる場合

⇒ 個人株主B及び個人株主Dのどちらも実質的支配者に該当します。

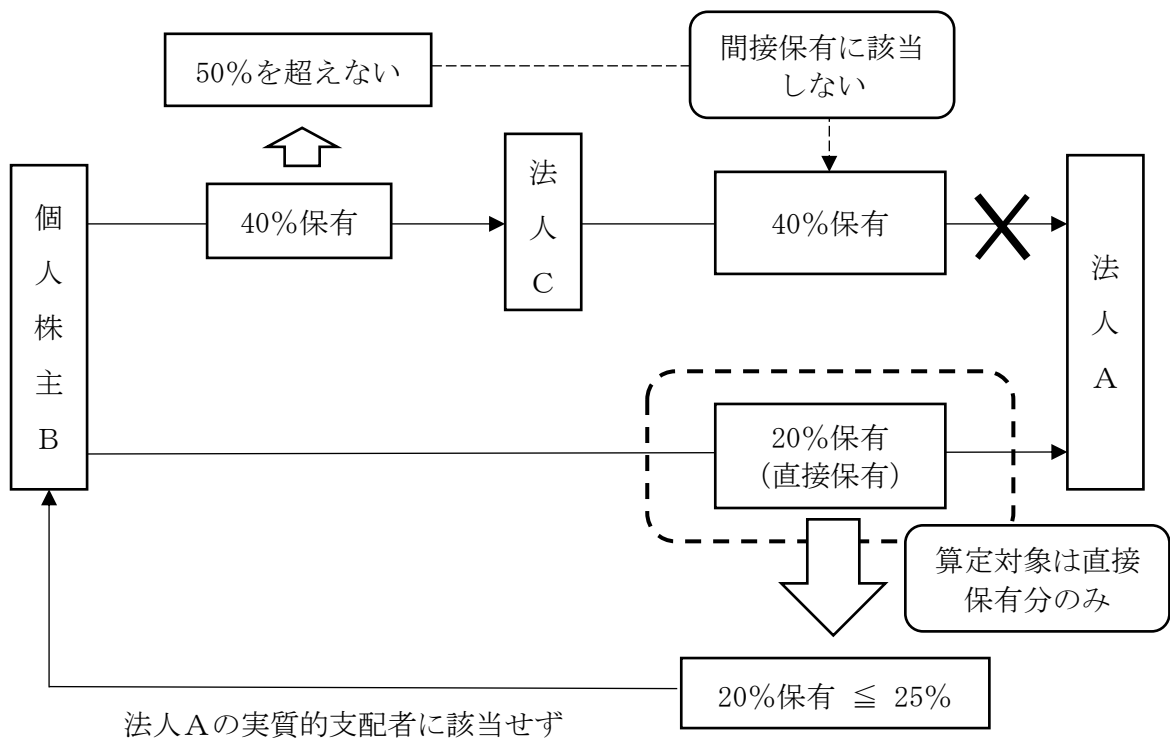
（個人株主Bが法人Aの株式を直接 25%以上保有している場合・①のケース）



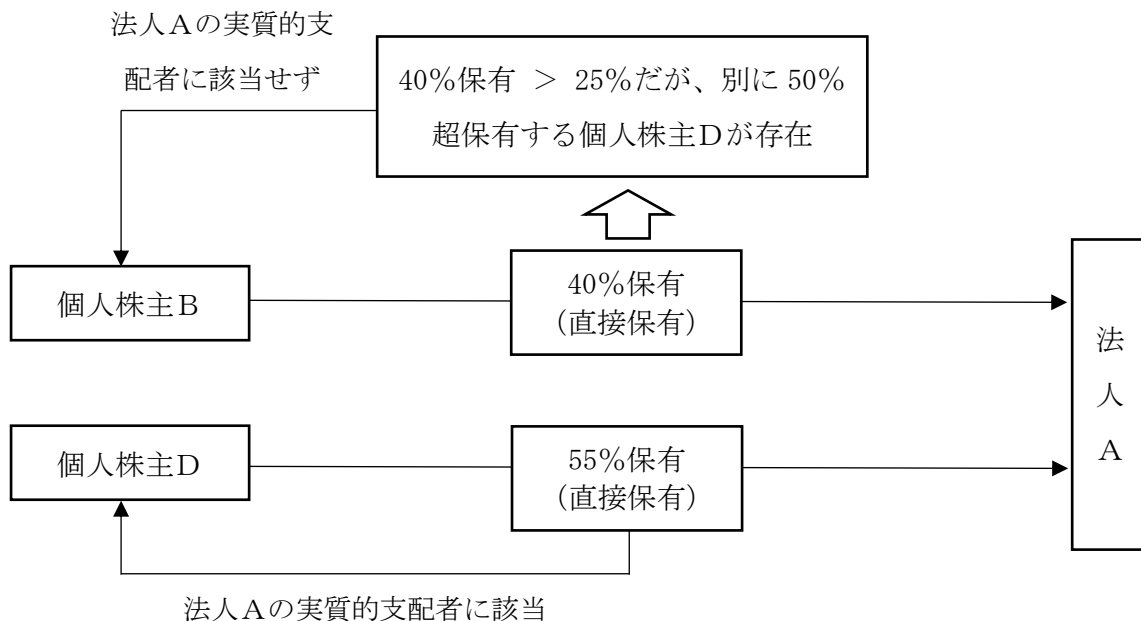
(個人株主Bが法人Aの株式を直接・間接の合算により25%以上保有している場合・
②のケース)



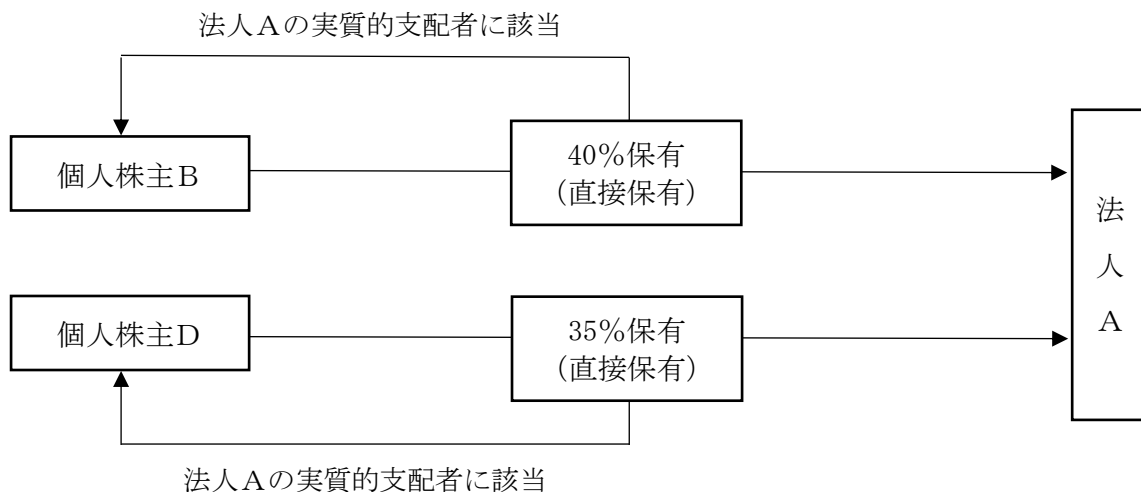
(法人Cの保有株式が合算されない場合・③のケース)



(50%を超える他の株主がいる場合・④のケース)



(25%超 50%以下の保有の者が複数存在する場合・⑤のケース)



Q59 国等が実質的支配者の場合

Q 国等（国、地方公共団体、上場会社など。Q10 参照）又はその子会社が実質的支配者の要件を満たす場合でも、自然人まで遡る必要があるでしょうか。

A 国等又はその子会社（※）に該当する法人が実質的支配者の要件を満たす場合、当該法人を自然人とみなし、国等又はその子会社から更に遡る必要はありません。

したがって、当該法人の本人特定事項（名称及び本店又は主たる事務所の所在地）及び顧客との関係の申告を受けることで足ります。

※ 会社法第2条第3号に規定する子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として会社法施行規則第3条で定めるもの）をいいます。

（参考：施行規則第11条第4項）

Q60 法人の議決権割合の基準日

Q 実質的支配者の該当性について、法人の議決権の保有割合は、いつの時点のもので判断するのですか。

A 例えば、直近の株主総会の開催に係る基準日以降で、顧客が株主割合を把握している直近の日を基準日とすることが考えられます。

なお、確認した議決権の割合については記録する義務はありませんが、確認記録内に「実質的支配者と当該顧客等との関係」を記録する必要があります（確認記録の記載事項についてQ79）。

（参考：犯収規則第20条第1項第18号、H23パブコメNo.66、110）

Q61 実質的支配者の確認方法

Q 実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項については、どのように確認すればよいでしょうか。

A 実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項については、顧客の代表者等から申告を受ける方法により確認する必要があります。

例えば、申込書に、実質的支配者に関する説明を記載したうえで、実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項を記入する欄を設け、顧客の取引の任に当たる者に記入してもらう方法が考えられます。

（参考：施行規則第11条第1項）

Q62 顧客から実質的支配者を把握していないとの申告を受けた場合

Q 顧客から、「主要株主が法人であり、当該法人の資本関係が複雑であるため、議決権の 25%超を保有する自然人や 25%超議決権保有と同等の支配力を有する自然人を把握していない。」との申告を受けた場合、どうすればよいでしょうか。

A 顧客が然るべき確認をしてもなお、当該顧客の法人株主の資本関係が複雑であるなどのやむを得ない理由により、議決権の 25%超を保有する自然人や 25%超の議決権保有と同等の支配力を有する自然人（Q57①ア及びイ）、法人の収益配当又は財産分配受領権の 25%超を保有する自然人ないし出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人（Q57②ア）を把握できない場合には、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する個人（Q57①ウ又は②イ）を実質的支配者として、申告を受けることも認められます。

（参考：H27 パブコメ No. 121 参照）

Q63 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合

Q 実質的支配者から除外される「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」とは、どのような場合を指しますか。

A 例えば、信託銀行が信託勘定を通じて 4 分の 1 を超える議決権等を有する場合（信託銀行の個人株主に遡ることは行わない）、病気等により支配意思を欠く場合、他に株式取得資金の拠出者等がいて、当該議決権等を有している者に議決権行使にかかる決定権等がない場合が考えられます。

（参考：H27 パブコメ No. 97）

Q64 「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」

Q 「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」とは、どのような者を指しますか。

A 例えば、法人の意思決定に支配的な影響力を有する大口債権者や取引先、法人の意思決定機関の構成員の過半を自社から派遣している上場企業、法人の代表権を有

する者に対して何らかの手段により支配的な影響力を有している自然人が考えられます。

(参考：H27 パブコメ No. 100)

Q65 資本多数決法人以外の法人において、「法人の収益配当又は財産分配受領権の25%超を保有する自然人」と「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人」がともに存在する場合

Q 資本多数決法人以外の法人において、「法人の収益配当又は財産分配受領権の25%超を保有する自然人」に該当する者と「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人」に該当する者がいました。この場合、誰が実質的支配者に該当するのでしょうか。

A どちらも実質的支配者に該当しますので、両者の本人特定事項の確認が必要となります。また、確認記録には、両者の本人特定事項、当該実質的支配者と当該顧客との関係、その確認を行った方法を記録する必要があります。

(参考：H27 パブコメ No. 115)

Q66 SPCの実質的支配者（GK-TKスキーム①）

Q GK-TKスキームによるファンドを顧客とする場合、匿名組合員は合同会社に出資していますが、商法第536条3項（匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない。）により、匿名組合員はファンドの業務執行を行うことができないため、当該合同会社の実質的支配者は、当該合同会社の代表社員（代表社員が法人の場合は業務執行者）と理解してよいのでしょうか。

A ある自然人がその支配下にある者を業務執行社員として合同会社を組成し、当該自然人が匿名組合員となるような場合、当該自然人が実質的支配者となる可能性はあります。

したがって、GK-TKスキームの合同会社の実質的支配者に匿名組合員が該当する可能性はあり、単に商法第536条3項を根拠として、合同会社の実質的支配者が、一律、当該合同会社の代表社員（代表社員が法人の場合は業務執行者）となるとは限りません。

ご質問のケースでは、匿名組合員の中に、①合同会社の収益配当又は財産分配受領権の25%超を保有する自然人、ないし、②合同会社の出資、融資、取引その他の

関係を通じて当該会社の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいるかを判定し、該当者がいる場合には当該自然人が実質的支配者に該当し、①及び②がない場合に代表社員（代表社員が法人の場合は業務執行者）が該当することになります。

（参考：H27 パブコメ No. 123）

Q67 SPCの実質的支配者（GK-TKスキーム②）

Q GK-TKスキームによるファンドの場合、合同会社がAM（アセットマネージャー）に運用業務を全て委託しているケースがあります。この場合、AMの担当者が「合同会社の事業活動に支配的な影響力を有する者」として、実質的支配者に該当しないでしょうか。

A 合同会社から委託を受けたAM（アセットマネージャー）が常に「合同会社の事業活動に支配的な影響力を有する者」に当たるとは限らず、一概に実質的支配者に該当するとは言えません。

「合同会社の事業活動に支配的な影響力を有する者」に該当するかは、合同会社から単に運用権限を与えられているだけでは足りず、運用権限を第三者に委託するか否か、委託する場合には誰に委託するか、運用以外の合同会社の運営をどうするかなど、当該合同会社の事業活動の意思決定に重要な影響を与える者であるかどうかで判断する必要があると考えられます。

IV ハイリスク取引の取引時確認

1. ハイリスク取引の対象

Q68 ハイリスク取引の対象範囲

Q ハイリスク取引の対象となる取引とは、こういった取引ですか。

A ハイリスク取引に該当する取引は、次のとおりです。

- ① なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客の取引

具体的には、次の取引が該当します。

ア．取引の相手方が、取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る顧客又は取引の任に当たる者になりすましている疑いがある場合の当該取引

イ．取引の基となる継続的な契約の締結に際して取引時確認が行われた際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客又は取引の任に当たる者との取引

② 特定国等に居住・所在している顧客との取引

マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住・所在している顧客との取引が対象となり、具体的には、イラン又は北朝鮮に居住・所在する者との取引が該当します。

③ 外国PEPsとの取引

外国の元首、外国の政府機関などにおいて重要な地位を占める者（外国PEPs）との取引が該当します。

（参考：犯収法第4条第2項、施行令第12条）

Q69 イラン又は北朝鮮に国籍のある者等（国内に住所がある者等）

Q イラン又は北朝鮮に国籍がある者で、国内に住所がある者は、ハイリスク取引に係る確認が必要でしょうか。

また、日本国籍のある者で、転勤等で一時的にイラン又は北朝鮮に居住している者は、ハイリスク取引に係る確認が必要でしょうか。

A イラン又は北朝鮮の国籍のある者であっても、国内に住所がある者は、ハイリスク取引に係る確認は必要ありません。

一方、日本国籍のある者であっても、転勤等でイラン又は北朝鮮に居住し、又は所在している者は、ハイリスク取引に係る確認が必要となります。

なお、取引時点において、イラン又は北朝鮮に居住していない者が、その後居住することとなった場合でも、その後当該顧客と特定取引を行わないのであればハイリスク取引に係る確認は不要となります。

（参考：H23 パブコメ No. 122、127）

Q70 外国PEPsの範囲

Q 外国PEPsとは、どのような者を想定しているのでしょうか。

A 外国PEPs (Politically Exposed Persons: 重要な公的地位にある者) とは、外国の政府等において重要な地位を占める (占めた) 者とその家族等を指し、具体的には、以下の者が該当します。なお、過去に外国政府等において重要な地位を占める者であった者について、退任後の経過期間の定めはなく、確認できた範囲で厳格な顧客管理を行うことになります。

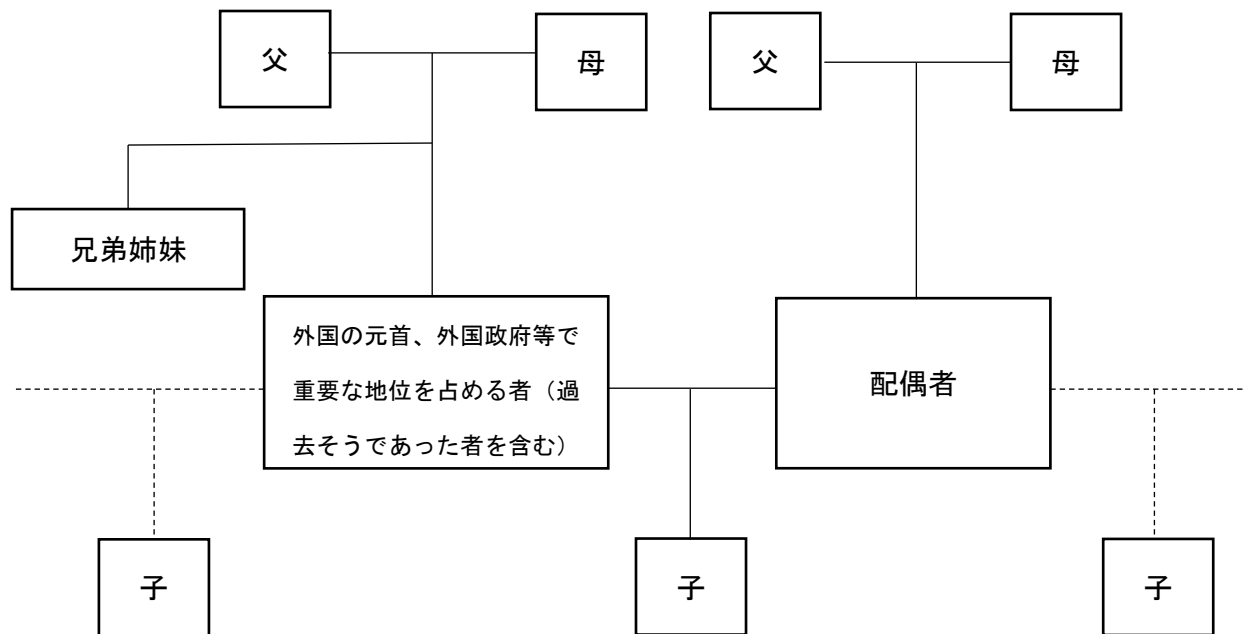
(外国PEPsの範囲)

- ① 外国の元首及び過去外国元首であった者
- ② 外国政府等で重要な地位を占める者として、以下に該当する者及び過去に当該地位であった者
 - ・ 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - ・ 中央銀行の役員
 - ・ 予算について国会の議決、又は承認を受けなければならない法人の役員
- ③ 上記①及び②の家族

対象となる家族の範囲は、配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含みます)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母又は実子以外の子となります。
- ④ 上記①から③が実質的支配者である法人

なお、日本人であっても、上記③に該当する場合 (例えば、子供の配偶者が外国政府等において重要な地位を占める者であった場合) には、外国PEPs に該当しますので、ハイリスク取引における確認が必要となります。

(外国 P E P s に該当する親族の範囲)



(参考：施行令第 12 条第 3 項、施行規則第 15 条)

Q71 外国 P E P s の該当性の確認方法

Q 顧客が外国 P E P s に該当するか否かは、どのように確認すればよいでしょうか。

A 顧客が外国 P E P s に該当するかの確認方法としては、以下のいずれか又は複数
を併せて行うことが考えられます。

- ① 顧客に申告を求める方法
- ② インターネット等の公開情報を活用して確認する方法
- ③ 民間のデータベースを活用して確認する方法

(参考：H27 パブコメ No. 22、30)

2. ハイリスク取引における確認

Q72 ハイリスク取引における確認事項

Q ハイリスク取引の場合、どのような確認が必要でしょうか。

A ハイリスク取引を行うに際しては、通常取引時確認と異なり、200 万円を超える財産の移転を伴う取引の場合、顧客の「資産及び収入の状況」を確認する必要があります。

また、①本人特定事項、②実質的支配者の確認方法に関しては、通常取引時確認よりも厳格な方法で行う必要があります（Q 73、75 参照）。

（ハイリスク取引に係る確認の必要事項）

	個人顧客	法人顧客
確認事項	①本人特定事項（氏名、住居、生年月日） ②取引を行う目的 ③職業 ④（200 万円を超える財産の移転を伴う場合）資産及び収入の状況 ⑤（代理人取引の場合）取引の任に当たる者（代理人）の本人特定事項	①本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地） ②取引を行う目的 ③事業の内容 ④実質的支配者の本人特定事項 ⑤（200 万円を超える財産の移転を伴う場合）資産及び収入の状況 ⑥取引の任に当たる者（取引担当者）の本人特定事項

（参考：法第 4 条第 2 項）

3. 本人特定事項の確認方法

Q 73 本人特定事項の確認方法【平成 32 年 4 月 1 日施行箇所】

Q ハイリスク取引の場合、本人特定事項の確認はどのように行えばよいでしょうか。

A ハイリスク取引の場合、本人特定事項の確認として、通常取引時確認に加え、追加の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付を受ける必要があります。

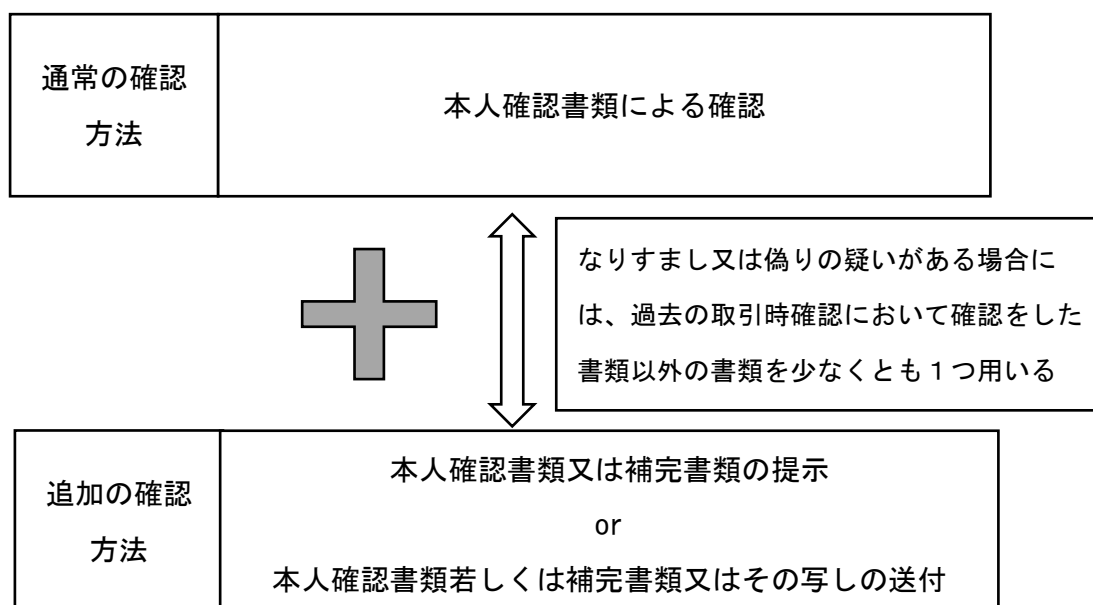
また、継続的な契約に基づく取引に際し、なりすまし又は偽りの疑いがある場合には、通常取引時確認又は追加の確認方法において、以前に確認した本人確認書類以外の書類を少なくとも 1 つ確認する必要があります。

例えば、当初の取引において、運転免許証により顧客の本人特定事項の確認を行った場合、次の取引がハイリスク取引に該当した場合には、運転免許証以外の書類（例えば、パスポートなど）により本人特定事項の確認を行うこととなります。

（平成 32 年 4 月 1 日以降）

顧客等の本人確認方法のうち H30 改正施行規則第 6 条第 1 項第 1 号又（Q19 の 2 (2)②）、取引の任に当たる者の本人確認方法のうち同規則第 12 条第 2 項（Q39 の 2 参照）による確認は認められません。

（ハイリスク取引の際の本人特定事項の確認方法）



（参考：犯収法第 4 条第 2 項、施行規則第 14 条）

4. 資産及び収入の状況

Q74 200 万円の算定基準

Q 資産及び収入の状況を確認することとなる「200 万円を超える財産の移転を伴う場合」とは、ファンドの販売の場合、顧客の出資額を基準とすることでよいでしょうか。

A 「200 万円を超える財産の移転を伴う」取引か否かは、顧客の出資額が基準となります。また、外貨建て取引の場合は円換算金額によって判断します。

「200 万円」の算定にあつては、基本的には、取引 1 件当たりの金額で計算することとなりますが、ごく短期間で多数の取引が行われた場合等で、それらの取引全体が実質的に一つの取引と認められる場合には、取引全体の金額で計算することになります。

(参考：H23 パブコメ No. 26、27)

5. 実質的支配者

Q75 実質的支配者の確認方法

Q ハイリスク取引の場合、法人顧客の実質的支配者についての確認はどのように行えばよいでしょうか。

A ハイリスク取引の場合、法人顧客の実質的支配者の確認にあたっては、次の書面又は写しを確認し、かつ、顧客の取引の任に当たる者から実質的支配者の本人特定事項の申告を受ける必要があります。

なお、平成 27 年犯収法改正以前は、ハイリスク取引の場合の実質的支配者の本人特定事項の確認として、書面による確認を求めていましたが、同改正により実質的支配者を自然人まで遡ることになったため、申告を受ける方法に変更されています。

(確認すべき書面)

① 顧客が資本多数決法人である場合

当該顧客の株主名簿、有価証券報告書その他これらに類する当該顧客の議決権の保有状況を示す書類

② 顧客が資本多数決法人以外の場合

次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日前 6 月以内に作成されたものに限る。）のいずれか

ア. 当該顧客の設立の登記に係る登記事項証明書（当該顧客が設立の登記をしていないときは、当該顧客を所轄する行政機関の長が当該法人を代表する権限を有している者を証する書類）

イ. 上記ア以外に、官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、当該顧客を代表する権限を有している者を証するもの

ウ. 外国に本店又は主たる事務所を有する顧客にあつては、上記ア及びイに掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該顧客を代表する権限を有している者を証するもの

(参考：施行規則第 14 条第 3 項)

V 取引時確認済みの顧客の取扱い

1. 取引時確認済みの顧客との取引

Q76 取引時確認済みの顧客との取引の要件

Q 過去に取引時確認を行った顧客について、再度の取引時確認が不要となるのは、どういった場合ですか。

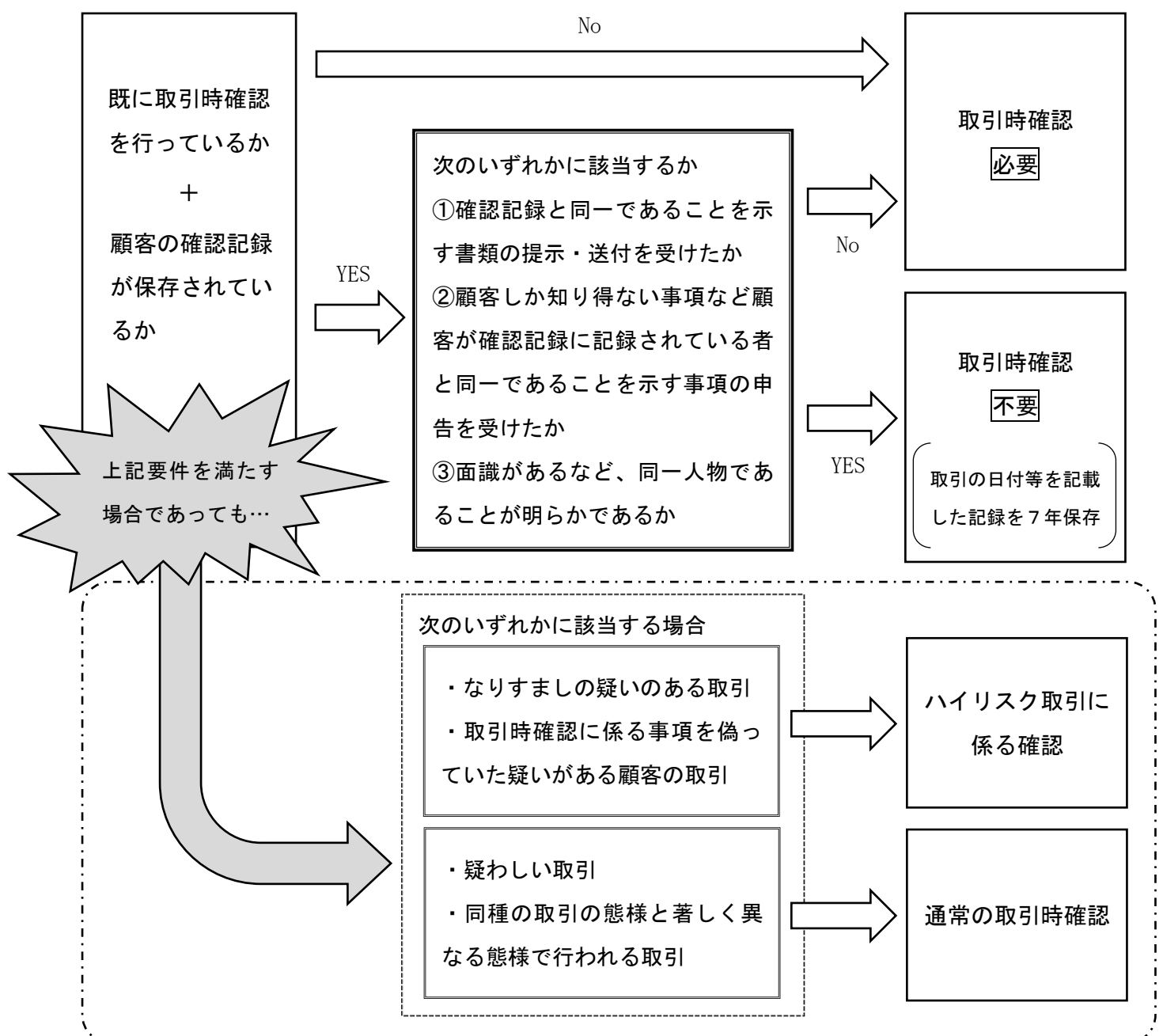
A 再度の取引時確認が不要となる「取引時確認済みの顧客との取引」となるのは、次の要件全てを満たす場合です。

- ① 過去に取引時確認が行われており、当該確認記録が作成、保存されていること。
- ② 次のいずれかの方法又は場合により、既に取引時確認を行った顧客であることを確認していること。
 - ア. 預貯金通帳など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること
 - イ. 顧客しか知り得ない事項など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることを示す事項の申告を受けること
 - ウ. 顧客又は取引の任に当たる者と面識がある場合など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることが明らかな場合
- ③ 今回の取引について、次の事項を記録し、7 年間保存すること。
 - ア. 口座番号その他の顧客の確認記録を検索するための事項
 - イ. 取引の日付
 - ウ. 取引の種類
- ④ 今回の取引が、「なりすましの疑いのある取引」、「取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客の取引」、「疑わしい取引」、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当しないこと。

なお、上記①から③の要件を満たす取引であっても「なりすましの疑いのある取引」、「取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客の取引」に該当する場合には、ハイリスク取引に係る確認を行う必要があります。

また、上記①から③の要件を満たす取引が「疑わしい取引」、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当する場合には、通常取引時確認を行う必要があります。

(取引時確認の要否)



(参考：犯収法第4条第3項、施行令第13条第2項、施行規則第16条)

Q77 「顧客しか知り得ない事項など顧客が確認記録に記録されている者と同じであることを示す事項」の範囲

Q 「顧客しか知り得ない事項など顧客が確認記録に記録されている者と同じであることを示す事項」とは、どのような事項が考えられますか。

A 例えば、インターネットで注文を受ける場合において、顧客のIDや口座番号、暗証番号、パスワード等を組み合わせることが考えられます。

(参考：施行規則第16条第1項第2号)

2. 取引時確認済みの顧客との取引の該当性

Q78 過去に取引時確認を行った顧客による異なる特定取引（現金の受払い）

Q 例えば、ファンドの販売の際、取引時確認を行った後、当該ファンドの償還金について、現金で交付することとなり、交付する現金の額が200万円を超える場合^(注)、再度、取引時確認を行う必要がありますか。

(注) 200万円超の現金の受払いをする取引は、施行令第7条第1項第1号タにより特定取引に該当する。

A 現金交付の際、「取引時確認済みの顧客との取引」となる要件(Q75)を満たしていれば、新たに取引時確認を行う必要はありません。ただし、施行規則第16条の規定に基づき、取引時確認済みであることの確認を行う必要があります。

(参考：犯収法第4条第3項、施行令第13条第2項、施行規則第16条)

VI 確認記録

1. 確認記録の作成

Q79 確認記録の記載事項【H30改正規則箇所】

Q 取引時確認を行った場合、確認を行ったことの記録を作成する必要があるでしょうか。また、記録を作成する必要がある場合、どのような事項を記載する必要があるでしょうか。

A 二種業者が顧客の取引時確認を行った場合、直ちに、次の事項を記載した確認記録を作成する必要があります。

なお、確認記録に本人確認書類及び補完書類（いずれも写しを含む）を添付した場合、当該書類に記載がある事項については、確認記録に別途、記載する必要はありません。

（確認記録の記載事項・平成 30 年 11 月 30 日以降）

・ 取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項	施行規則 ¹⁴ 20 I ①
・ 確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項	②
・ 本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として提示を受けたときを除く。）は、当該提示を受けた日付及び時刻（提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付する場合は時刻の記載は省略可）	③
・ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付	④
・ 顧客又は取引の任に当たる者に取引関係文書を送付する方法で本人特定事項の確認を行ったときは、当該取引関係文書を送付した日付	⑤
・ 顧客又は取引の任に当たる者から本人確認用画像情報（当該者の容貌及び写真付き本人確認書類）を受信する方法で本人特定事項の確認を行ったときは、その日付	⑥
・ 顧客又は取引の任に当たる者から本人確認用画像情報（当該者の容貌）及び I C チップ情報を受信する方法で本人特定事項の確認を行ったときは、その日付	⑦
・ 顧客又は取引の任に当たる者から本人確認用画像情報（一を限り発行された本人確認書類）又は I C チップ情報を受信するとともに、他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に取引時確認を行い、その確認に係る確認記録を保	⑧

¹⁴ 平成 30 年 11 月 30 日施行日以降の施行規則の条項で表記しています。

存し、かつ、当該者から本人しか知り得ない事項の申告を受けることにより、当該者が当該記録に記録されている顧客又は取引の任に当たる者と同じであることを確認していることの確認を行ったときは、事業者が本人確認用画像情報の受信をした日付又はＩＣチップ情報の受信をした日付及び他の事業者が確認していることの確認を行った日付	
顧客又は取引の任に当たる者から本人確認用画像情報（一を限り発行された本人確認書類）又はＩＣチップ情報を受信するとともに、当該者の本人特定事項の確認済みの預貯金口座に金銭を振り込み、当該者から預貯金通帳の写し等の送付を受けたときは、事業者が本人確認用画像情報の受信をした日付又はＩＣチップ情報の受信をした日付並びに当該者の既存の預貯金口座に金銭を振り込んだ日付及び当該者から預貯金通帳の写し等の送付を受けた日付	同上
一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法で本人特定事項の確認を行ったときは、その送信を受けた日付	⑨
国税庁・法人番号公表サイトを利用し本人特定事項の確認を行ったときは、その確認をした日付	⑩
役職員が顧客又は取引の任に当たる者の住居等に赴いて取引関係文書を交付したときは、当該交付を行った日付	⑪
ハイリスク取引において、追加で書類の提示又は送付を受けたときは、当該提示又は送付を受けた日付	⑫
取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配（法人顧客のみ）又は資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部のみ）の確認を行ったときは、確認を行った日付	⑬
取引時確認を行った取引の種類	⑭
顧客等又は取引の任に当たる者の本人特定事項の確認を行った方法	⑮
本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項	⑯

・ 本人確認書類に現在の住居等の記載がないため、他の本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより住居等の確認を行ったときは、当該書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項（書類又は写しの送付を受けたときには当該書類又は写しを必ず確認記録に添付）	⑰
・ 法人顧客について、本人確認書類又は補完書類に記載のある営業所等取引関係文書を送付すること又は当該営業所等に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項（書類又は写しの送付を受けたときには当該書類又は写しを必ず確認記録に添付）	⑱
・ 顧客の本人特定事項（個人：氏名・住居・生年月日、法人：名称・所在地） また、国、地方公共団体、上場企業等（国等）との取引に当たっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項	⑲
・ 取引の任に当たる者がいるときは、次の事項 ① 取引の任に当たる者の本人特定事項 ② 取引の任に当たる者と顧客との関係 ③ 取引の任に当たる者が顧客のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由	⑳
・ 取引を行う目的	㉑
・ 職業又は事業の内容（顧客が法人である場合には、事業の内容の確認を行った方法及び確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項）	㉒
・ 顧客が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項、当該実質的支配者と当該顧客との関係、その確認を行った方法（ハイリスク取引のときには、確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項）	㉓

・ 資産及び収入の状況の確認を行ったときは、当該確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項	㉔
・ 顧客が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに異なる名義を用いる理由	㉕
・ 取引記録を検索するための口座番号その他の事項	㉖
・ 顧客が外国 P E P s であるときは、その旨及び外国 P E P s と認められた理由	㉗
・ なりすまし又は偽りが疑われる取引のときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行った日付その他の事項	㉘
・ 顧客が本邦に住居を有しない旅行者等の短期在留者であって、上陸許可の証印等により在留期間の確認を行った場合には、上陸許可の証印等の名称、日付、番号その他当該証印等を特定するに足りる事項	㉙

(平成 32 年 4 月 1 日以降追加)

・ 顧客又は取引の任に当たる者から本人確認書類の送付又は I C チップ情報若しくは本人確認用画像情報（一を限り発行される本人確認書類）の送信を受けた日付	施行規則 20 I ㉙ ¹⁵
---	------------------------------

(参考：犯収法第 6 条第 1 項、施行規則第 20 条第 1 項)

Q80 確認記録の様式

Q 確認記録は所定の様式が定められていますか。

A 確認記録の様式は定められていません。

なお、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室（J A F I C）のホームページに掲載されている「[犯罪収益移転防止法の概要（平成 30 年 11 月 30 日以降の特定事業者向け）](#)」において、確認記録の参考様式が掲載されていますので、ご参照ください。

¹⁵ 平成 32 年 4 月 1 日施行日以降の施行規則の条項で表記しています。また、同日以降、施行前の同規則第 20 条第 1 項第 9 号以下は 1 号ずつ号がズレます（例：旧 9 号→10 号）。

Q81 取引時確認を外部に委託している場合の「取引時確認を行った者の氏名」、「確認記録の作成者の氏名」の記載

Q 当社では、取引時確認の事務を他社に業務委託しています。この場合、確認記録の「取引時確認を行った者の氏名」や「確認記録の作成者の氏名」は、委託先において、実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記録すればよいでしょうか。

A 「取引時確認を行った者の氏名」及び「確認記録の作成者の氏名」には、実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記録する必要があります。したがって、ご質問のケースでは、委託先において、実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記載することになります。

(参考：施行規則第 20 条第 1 項第 1 号、第 2 号)

Q82 確認記録と顧客カードの兼用

Q 犯収法の確認記録の記載事項は、当社の作成する顧客カードの記載事項と重複しているため、顧客カードで確認記録を兼用することは可能でしょうか。

A 顧客カードにおいて、確認記録の記載事項を全て満たしている場合には兼用することも可能です。

Q83 確認記録の作成方法

Q 取引時確認を行った場合の確認記録について、どのような方法により作成すればよいでしょうか。

A 確認記録は、文書、電磁的記録、マイクロフィルムのいずれかの方法により作成する必要があります。

また、確認記録の様式については特段、法令上の定めはありませんので、各社において、ご用意いただくことになります。

なお、顧客の本人特定事項を確認する際に取得した本人確認書類及び補完書類(いずれも写しを含む)を確認記録に添付するときは、当該書類に記載がある事項については、確認記録に記録しないことができます。

(参考：施行規則第 19 条)

2. 確認記録の保存

Q84 保存年限

Q 確認記録は、何年間、保存する必要がありますか。

A 確認記録は、取引時確認を行った取引に係る契約が終了した日から7年間、保存する必要があります。

また、取引時確認後、再度、当該顧客との取引があり、その際、取引時確認済み顧客の取引として扱われた場合、7年間の起算点は、取引時確認済み顧客の取引に係る契約が終了した日から改めて開始することになります。

(参考：犯収法第6条第2項)

Q85 「取引時確認を行った取引に係る契約が終了した日」

Q 当社は、ファンドの私募の取扱いを行っています。この場合、確認記録の保存期間の起算点となる「取引時確認を行った取引に係る契約が終了した日」とは、ファンドの発行者と締結した私募の取扱いに係る委託契約が終了した日と、私募の取扱いを行ったファンドの出資契約（例えば、組合契約）が終了した日のどちらでしょうか。

A 私募の取扱いを行ったファンドの出資契約が終了した日を指します。

(参考：施行規則第21条第2項)

Q86 確認記録を支店・営業所ごとに管理することの可否

Q 確認記録や取引記録を本社で一括管理するのではなく、支店・営業所ごとに作成し、管理してもよいでしょうか。

A 各支店・営業所において検索可能な記録を作成していれば、必ずしも本社において一括管理するのではなく、支店・営業所ごとに管理することも差し支えありません。

3. 確認記録の内容の変更

Q87 顧客の確認記録の記載事項の変更

Q 確認記録を作成した後、顧客の商号や本店所在地に変更があったことを知りました。再度、顧客の取引時確認を行い、確認記録を作成する必要があるでしょうか。

A 確認記録の記載事項に変更があったことを知った場合、再度、取引時確認を行う必要はありませんが、変更事項について、確認記録に付記する必要があります。この場合、変更前に記載した内容は消去してはいけません。

なお、確認記録に付記することに代えて、変更内容の記録を別途作成し、既存の確認記録とともに保存することも認められます。

(参考：施行規則第20条第3項)

VII 取引記録

Q88 取引記録の記載事項

Q 犯収法上、取引に係る記録を作成する必要があるでしょうか。また、作成する必要がある場合、どのような事項を記載する必要がありますか。

A 二種業者が二種業務に係る取引を行った場合、法令により、直ちに、次の事項を記載した取引記録を作成しなければなりません。

なお、取引記録は、取引が行われた日から7年間保存する必要があります。

(取引記録の記載事項)

・ 口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項（確認記録がない場合にあつては、氏名その他の顧客又は取引を特定するに足りる事項）	施行規則 24①
・ 取引の日付、種類、財産の価額	②～④
・ 財産移転を伴う取引にあつては、当該取引及び当該財産移転に係る移転元又は移転先の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項	⑤

(参考：犯収法第7条第1項、第3項、施行規則第24条)

Q89 取引記録の法定帳簿による代替

Q 取引記録について、金融商品取引法上の帳簿書類で代替することはできますか。

A 取引記録を金融商品取引法上の帳簿書類で代替することは可能です。

ただし、金融商品取引法上の帳簿書類に記録されていない取引記録の記載事項は、別途記録しなければなりません。この場合、既に作成している他の帳簿に当該取引に係る取引記録の記載事項があり、当該帳簿が保存されていれば別途記録を作成する必要はありません。

VIII 疑わしい取引の届出

Q90 疑わしい取引の対象

Q 疑わしい取引とは、どのような場合に該当しますか。

A 疑わしい取引とは、次の3つのうちいずれかに該当する取引をいいます。

- ① 收受した財産が犯罪による収益である疑いがある取引
- ② 顧客が組織的犯罪処罰法第10条の罪に当たる行為を行っている疑いがある取引
- ③ 顧客が麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがある取引

なお、上記①の「犯罪による収益」とは、財産上の不正な利益を得る目的で犯した犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産などをいい、收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるとは、收受した財産が、これらに該当する疑いがあること、②の「顧客が組織的犯罪処罰法第10条の罪に当たる行為を行っている疑いがある」とは、犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿し、隠匿しようとしている疑いがあること、③の「顧客が麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがある」とは、薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿しようとしている疑いがあることをいいます。

(参考：犯収法第8条第1項)

Q91 疑わしい取引の判断方法（確認項目）

Q 疑わしい取引か否かの判断にあたり、どのような項目に従って行えばよいでしょうか。

A 疑わしい取引の判断にあたっては、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、次の項目に従って、当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する必要があります。

（確認項目）

① 一般的な取引の態様との比較

他の顧客との間で通常行う取引の態様に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。

なお、金融庁のホームページ「[疑わしい取引の参考事例（金融商品取引業者）](#)」において、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型が例示されています。

（例）

- ・ 多額の現金又は小切手により、ファンドや不動産信託受益権の売買や投資を行う取引
- ・ 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合 等

② 顧客との過去の取引との比較

顧客との間で行った他の特定業務に係る取引の態様に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。

（例）

- ・ 通常は取引がないにも関わらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引
- ・ 契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引 等

③ 取引時の確認との整合性

（例）

- ・ 架空名義又は借名名義であるとの疑いが生じた口座を使用した取引

- ・ 住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した取引 等

(参考：犯収法第8条第2項、施行規則第26条)

Q92 疑わしい取引の確認方法①（新規顧客の取引）

Q 新規顧客の取引が疑わしい取引か否かの判断にあたり、どのような方法により確認すればよいでしょうか。

A 新規顧客の取引については、Q91の「一般的な取引の態様との比較」、「取引時の確認との整合性」の項目に従い、疑わしい取引か否かの判断を行う必要があります。

なお、Q91の「顧客との過去の取引との比較」については確認できないことから、確認不要です。

(参考：犯収法第8条第2項、施行規則第27条)

Q93 疑わしい取引の確認方法②（既存顧客の取引）

Q 既存顧客の取引が疑わしい取引か否かの判断にあたり、どのような方法により確認すればよいでしょうか。

A 既存顧客の取引については、Q91の「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の項目に加えて、顧客の確認記録及び取引記録の精査を行う必要があります。

顧客の確認記録及び取引記録の精査に関しては、例えば、次のような確認を行うことが考えられます。

【確認記録の精査】

- ・ 顧客の確認記録に基づき、属性の変化（外国PEPsや反社会的勢力等への該当性）がないかの確認。

＜確認方法＞

顧客との取引の都度、精査する必要ではなく、新たな情報を得た場合にすべての顧客と照合することや、既存顧客の定期的なスクリーニングを行う方法が考えられます。

【取引記録の精査】

- ・ 顧客の取引記録に基づき、疑わしい点がないかのモニタリングによる確認。

<確認方法>

顧客の取引に関して、一定の抽出基準で抽出し、顧客へのヒアリング等を通じて確認を行う方法が考えられます。

例えば、休眠顧客（取引が頻繁でない顧客）が急に頻繁に取引を行う等、取引頻度の急激に変化した顧客を抽出し、その売買理由等の確認を行うこと等が考えられます。

（参考：犯収法第8条第2項、施行規則第27条）

Q94 疑わしい取引の確認方法③（危険度の高い取引）

Q 平成27年改正により、二種業者は、マネー・ローンダリングに利用される危険性の程度が高いと認められる取引（以下「危険度の高い取引」といいます。）に関して、通常よりも厳格な確認を行うことが求められるようになったと聞きました。

危険度の高い取引の対象、危険度の高い取引に該当した場合の確認方法について教えてください。

A 危険度の高い取引の対象、及び、確認方法は、次のとおりです。

① 危険度の高い取引の対象

危険度の高い取引とは、施行規則第27条第3号において規定されている次の取引を指します。

ア. ハイリスク取引

- ・ なりすましの疑いのある取引
- ・ 取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客の取引
- ・ 北朝鮮・イランに居住・所在する顧客との取引
- ・ 外国PEPsとの間で行う取引

イ. 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引

- ・ 疑わしい取引
- ・ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

ウ. 上記ア及びイ以外で、犯罪収益移転危険度調査書において、注意を要するとされた国・地域に居住・所在する顧客との間で行う取引

⇒ 平成28年9月現在、該当なし（直近FATF声明）。

- エ. 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して、犯罪収益移転の危険性が高いと認められるもの

② 危険度の高い取引における確認方法

危険度の高い取引に該当する場合は、以下の確認等が必要となります。

- ア. 新規顧客の場合、Q92の確認。
- イ. 既存顧客の場合、Q93の確認。
- ウ. 顧客又は取引の任に当たる者に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査。
- エ. 上記アからウを踏まえ、統括管理する者又はこれに相当する者が、当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認し、取引を実施する場合は、当該者が犯罪収益移転危険度調査書のリスク要因の理由等を踏まえ、取引の可否を判断し、承認すること。

(参考：施行規則第27条第3号)

Q95 疑わしい取引の届出方法

Q 疑わしい取引に該当すると判断した場合、どこに、どのように届け出ればよろしいでしょうか。

A 二種業の取引に疑わしい取引が認められた場合、金融庁「[疑わしい取引の届出手続き](#)」ホームページの説明に従って、届出ください。

Q96 取引を謝絶した場合の疑わしい取引の届出の要否

Q 今般、疑わしい取引だと判断し、取引を謝絶しました。取引を謝絶した場合は、疑わしい取引の届出は不要でしょうか。

A 疑わしい取引と判断したものは、当該取引の謝絶の有無に関わらず、届出を行う必要があります。

IX 取引時確認等を的確に行うための態勢整備

Q97 態勢整備の内容

Q 平成 27 年の犯収法改正により、取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢整備の項目が増えたと聞きましたが、改正によりどういったことを行う必要があるのでしょうか。

A 事業者は、取引時確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、次の措置を行う必要があります。

なお、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」といいます。）Ⅲ－２－６では、取引時確認等の措置の的確な実施態勢に関して、留意事項が示されています。

① 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

なりすましの疑い等を的確に判断するためには、顧客の最新の本人特定事項等を把握していることが必要であることから、事業者は、確認をした事項について、最新の内容に保つための措置を講じることとされています。

具体的には、確認した本人特定事項等に変更があった場合に顧客が事業者にこれを届け出る旨を約款に盛り込むこと等の措置を講ずる必要があります。

② 使用人に対する教育訓練の実施等の措置

事業者の使用人等が、犯罪収益移転防止法上に定める措置を的確に実施できるようにするため、事業者は、次の措置を講ずる必要があります。

- ・ 実際に顧客と接する職員等に、マネー・ローンダリングのリスクがあるか否かを認識するための具体的な注意点や対応要領について教育訓練する
- ・ 疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかを一元的に集約・判断する部署を設置する
- ・ 犯罪収益移転防止法の遵守状況を監査する機能を強化する
- ・ 取引を行うに当たっての内部手続を定めた規則を作成する
- ・ 本人特定事項等をスムーズかつ効率的に識別できる情報検索システムを導入する等

③ 取引時確認などの措置の実施に関する規程の作成

取引時確認等の的確な実施を確保するため、事業者は、取引時確認等の措置の実施手順や対応要領等を定めた規程を作成する必要があります。

④ リスク評価、情報収集、記録の精査

事業者は自らが行う取引を調査、分析して、マネー・ローンダリングのリスクを評価した上で、これを書面化し（以下「特定事業者作成書面」といいます。）
、これを更新する必要があります。

また、特定事業者作成書面の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理、分析すること、確認記録や取引記録等を継続的に精査することが求められます。

⑤ 統括管理者の選任

事業者において、教育訓練の実施、内部規程の作成、法の遵守状況の監査等、取引時確認等の的確な実施のために必要な業務に関する責任の所在を明らかにし、一元的・効率的な業務運営を行う必要があることから、取引時確認等の実施等に関する事項を統括管理する者を選任することが求められます。

⑥ リスクの高い取引を行う際の対応

事業者が外国PEPsとの取引や通常でない取引等のリスクの高い取引を行うに際しては、統括管理者の承認を得ることが求められます。

また、事業者は、リスクの高い取引に関して、情報の収集、整理及び分析を行った場合は、その結果を記録し、確認記録や取引記録とともに保存する必要があります。

⑦ 必要な能力を有する職員を採用するための措置

事業者は取引時確認等の措置が的確に行われるために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずる必要があります。

⑧ 取引時確認等に係る監査の実施

事業者は、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査の実施を行う必要があります。

(参考：犯収法第 11 条、施行規則第 32 条)

Q98 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置（1 回の取引）

Q 当社は、不動産信託受益権の売買の媒介を行っているが、媒介により売買が成立した後は、顧客との間で継続的な関係が生じません。こうした場合にも、最新の内容に保つための措置を講ずる必要があるのでしょうか。

A 継続的な関係が想定されない 1 回の取引については、確認した内容を更新する機会がないことから、基本的には、最新の情報に保つための措置を講ずる必要はありません。

(参考：犯収法第 11 条、H23 パブコメ No. 135)

Q99 特定事業者作成書面の作成について

Q 各社の判断で、特定事業者作成書面について、作成するか否かを定めることはできないのでしょうか。

A 犯収法では、特定事業者作成書面の作成は努力義務とされていますが、監督指針において、「自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。」（同指針Ⅲ－２－６（１）①イ）との留意事項が定められています。

また、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」では、金融商品取引業者を含む対象業者において、テロ資金供与やマネー・ローンダリングのリスクの特定、評価等を行うことが求められています（同ガイドラインⅡ－２参照）。

こうしたことに鑑みると、二種業者においては、各社において、特定事業者等作成書面を作成する必要があると考えられます。

(参考：犯収法第 11 条、監督指針Ⅲ－２－６（１）①イ、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」Ⅱ－２)

Q100 保存している確認記録・取引記録の継続的精査、必要な情報収集・情報の整理、分析について

Q 確認記録・取引記録について継続的に精査することとありますが、具体的に何を行えばよいのですか。また、必要な情報収集とは、こういったことを行えばよいのでしょうか。

A 各社で作成した特定事業者作成書面で定めた評価に基づき、リスクの高低に応じて、保存している確認記録・取引記録の継続的精査及び必要な情報収集・情報の整理、分析をする必要があります。

もっとも、継続的精査は、すべての取引について、一定頻度で精査を義務付けるものではなく、例えば、次のような精査を行うことも認められます。

- ・ 危険度が高い取引と評価された取引について、不審な点がないか継続的に取引記録をモニタリングすること。
- ・ 危険度が高い取引と評価された取引の増減について、取引記録から確認を行い、自社によるリスク要因の変化が生じていないかを確認すること。
- ・ 取引時確認を行った結果把握した職業や取引を行う目的と整合的かどうかといった観点から、取引の異常の有無を確認すること。

また、必要な情報収集とは、次のような情報収集を行うことが考えられます。

- ・ インターネット等を利用して、外国 P E P s に該当する者の情報を収集し、顧客が該当するかどうかの確認を行うこと。
- ・ 新聞記事検索システム等を利用して、反社会的勢力に関する情報を収集し、顧客が該当するかどうかの確認を行うこと。

(参考：施行規則第 32 条第 1 項第 2 号、第 3 号、H27 パブコメ No. 178、182～187)

Q101 統括管理する者

Q 犯収法第 11 条に規定する「取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者」の選任について、こういった者を選任すればよいのでしょうか。

A 統括管理する者の選任にあたっては、明確な基準の定めはありませんが、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する役割を担えることが必要となります。

また、統括する者の人数の限定はなく、各社の組織に従い複数名選任することも認められます。

例えば、第二種業内部管理統括責任者を、取引時確認等の最終判断を行う者（統括管理する者）とし、顧客対応をする部署内の責任者（内部管理責任者など。複数名可）を統括管理する者に相当するもの（委任を受けた者）として、危険度の高い取引に関する承認や疑わしい取引の該当性の確認を行うといった体制が考えられます。

（参考：H27 パブコメ No. 189）

X. 過去の改正関係

・ H27 改正

Q102 H27 改正のポイント

Q 平成 27 年の犯収法の改正のポイントは、どういう点でしょうか。

A H27 改正のポイントとしては、次の内容が挙げられます。

（１） 取引時確認関係

① 顔写真のない本人確認書類に係る本人確認方法の要件の加重

健康保険証や年金手帳等の顔写真のない本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行う場合、本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付するか、提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類等の提示又は送付を受けることが必要となりました。

（対面取引における取引時確認方法） 網掛けが平成 27 年改正箇所。

本人確認書類の種類	具体例	改正前	改正後
顔写真が貼付されている書類	・ 運転免許証・運転経歴証明書 ・ 在留カード、特別永住者証明書 ・ 番号カード ・ パスポート・乗員手帳 等 （Q18①に該当するもの）	提示のみで OK	⇒ 提示のみでOK

顔写真が貼付されていない本人確認書類（改正前は提示のみで確認が認められたもの）	・ 各種健康保険証 ・ 国民年金手帳 ・ 母子健康手帳 ・ 当該取引の契約書等に使用している印鑑に係る印鑑登録証明書 等 （Q18②アに該当するもの）	提示のみで OK	⇒	次のいずれかの方法 ①提示＋転送不要郵便 ②提示＋他の本人確認書類の提示（顔写真のあるものを除く） ③提示＋補完書類の提示 ④提示＋他の本人確認書類又はその写しの送付 ⑤提示＋補完書類又はその写しの送付
顔写真が貼付されていない本人確認書類（改正前から提示のみでは確認が認められなかったもの）	・ 戸籍謄本・抄本 ・ 住民票の写し・住民票の記載事項証明書 ・ 印鑑登録証明書（当該取引の契約書等に使用している印鑑に係るものを除く） 等 （Q18②イに該当するもの）	提示＋転送 不要郵便	⇒	提示＋転送不要郵便

※ 補完書類 … 納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書等（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日付が提示又は送付を受ける日の前6ヶ月以内のものに限る）。

（参考：施行規則第6条、第7条）

② 実質的支配者の確認対象の変更

法人顧客の実質的支配者について、実質的支配者を自然人まで遡って確認することが必要となりました（実質的支配者の範囲・該当性判断についてはQ57及び58、実質的支配者の確認方法についてはQ61 参照）。

（参考：施行規則第11条）

③ 「取引の任に当たる者」の該当性

法人顧客の「取引の任に当たる者」と認められる事由として、当該法人の社員証を有していることは認められなくなりました。また、登記事項証明書に役員として登記されているだけでは「取引の任に当たる者」とは認められず、当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていることが必要になりました。

(参考：施行規則第 12 条)

④ 取引時確認の対象取引の拡大

疑わしい取引や同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引に該当する場合には、改正前の特定取引(改正施行令第 7 条第 1 項柱書で定める「対象取引」)以外の取引であっても取引時確認が必要となりました。

また、取引時確認済みの顧客との取引(※)であっても、疑わしい取引や同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引が認められた場合には、取引時確認が必要となりました。

※ 取引時確認済みの顧客との取引については、前掲Ⅴを参照ください。

(参考：施行令第 7 条、第 13 条)

(2) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認関係(ハイリスク取引に係る確認関係)

外国の元首、外国の政府機関などにおいて重要な地位を占める者(外国 P E P s)について、ハイリスク取引(※)として、取引時確認を行うことが必要となりました。

※ 「ハイリスク取引」については、前掲Ⅳを参照ください。

(参考：施行令第 12 条第 3 項)

(3) 疑わしい取引の届出に関する判断方法の明確化

疑わしい取引であるかどうかを判断するにあたっては、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危

陰度調査書の内容を勘案し、かつ、施行規則で定める項目に従って疑わしい点があるかどうかを確認することとなりました。

(参考：犯収法第8条第2項、施行規則第26条)

(4) 特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充

特定事業者が講ずるように努めなければならない措置として、取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成や取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任などが追加されました。

(参考：法第11条第2号から第4号)

Q103 既存顧客への対応①（過去に顔写真のない本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った顧客）

Q 二種業者が、H27改正の施行日前に顔写真のない本人確認書類の提示を受ける方法で本人確認を行った顧客との間で施行日後に取引を行う場合、新たに本人確認を行う必要はありますか。

A 顧客が施行日後に行う取引（二種業に係る取引を指します。以下同じ）が取引時確認済み取引（法第4条第3項で定める取引をいう。以下同じ。取引時確認済み取引については、Q76から78参照）に該当する場合には、H27改正にのっとり新たな本人確認を行う必要はありません。

もっとも、施行日後の取引が、疑わしい取引や同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引、又は、顧客になりすましの疑いや取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある取引に該当する場合には、H27改正にのっとり本人確認が必要となります。

(参考：H27パブコメ No. 215)

Q104 既存顧客への対応②（実質的支配者の確認）

Q 二種業者が、H27改正の施行日前に実質的支配者を確認していた法人顧客との間で施行日後に取引を行う場合、新たに施行日後に定める実質的支配者の確認を行う必要はありますか。

A 二種業者は、取引時確認済み顧客に対して、施行日後、初めて取引を行う際には、原則として、施行規則第 11 条の定義に基づく実質的支配者（以下、本問において「新実質的支配者」という。）の本人特定事項の確認を行う必要があります（新実質的支配者の範囲については、Q57 参照）。

もっとも、例外として、次の場合には、施行日後に新実質的支配者の本人特定事項の確認を行う必要はありません。

- ① 施行日後に行う取引が施行日前の取引に関連する取引である場合（※）
- ② 施行日前に顧客の取引時確認を行っており、かつ、新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行っている場合（施行日前の確認について確認記録又はこれに相当する記録の作成・保存をしている場合に限られます）
- ③ 施行日以後に法第 4 条第 2 項の確認（ハイリスク取引の確認）を行っている場合（確認記録の作成・保存をしている場合に限られます）

ただし、施行日以後に初めて行う取引が、なりすましの疑いのある場合や確認時に確認事項を偽っていた疑いがある場合には、新実質的支配者の本人特定事項の確認を行う必要があります。

※ 「施行日前の取引に関連する取引」とは、施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくものをいい、例えば、施行日前に二種業者に開設した顧客口座を用いて行う施行日以後の取引は、施行日前の取引に関連する取引に該当します。

（参考：H27 改正規則附則第 3 条）

Q105 施行日

Q H27 改正は、いつから施行されますか。

A H27 改正は、平成 28 年 10 月 1 日から施行されます。

以 上

第一版：平成 28 年 9 月 16 日

第二版：平成 31 年 3 月 26 日

改訂第二版：令和5年2月2日